

池袋駅地区バリアフリー基本構想

平成31年（2019年）4月改定

豊 島 区

目 次

Ⅰ．基本構想の位置づけ	1
1. バリアフリー法について	1
2. 基本構想の位置づけ	7
Ⅱ．基本構想改定の経緯と策定の流れ	8
1. 改定の経緯	8
2. 検討体制	10
3. 策定の流れ	11
4. 協議会等の開催概要	12
5. 改定に向けた課題	14
Ⅲ．バリアフリー基本構想	24
1. 基本方針	24
2. 生活関連施設、経路の設定	25
3. 重点整備地区の区域	29
4. 特定事業	33
5. 心のバリアフリー・人的対応への取り組み	69
6. 実現に向けて	75

参考資料

池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会 名簿

住民部会・合同部会構成員

住民部会・合同部会の実施概要と主な意見

子育てヒアリングの実施概要と主な意見

旧基本構想（H23. 4・H26. 4）の重点整備地区範囲と本基本構想での追加範囲

Ⅰ. 基本構想の位置づけ

1. バリアフリー法について

1) バリアフリー法の社会的背景、経緯など

●交通バリアフリー法とハートビル法

急速な高齢化の進展と、「ノーマライゼーション」の理念、「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透するなか、平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、公共交通事業者や都道府県公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取り組みの整合性を図り、交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

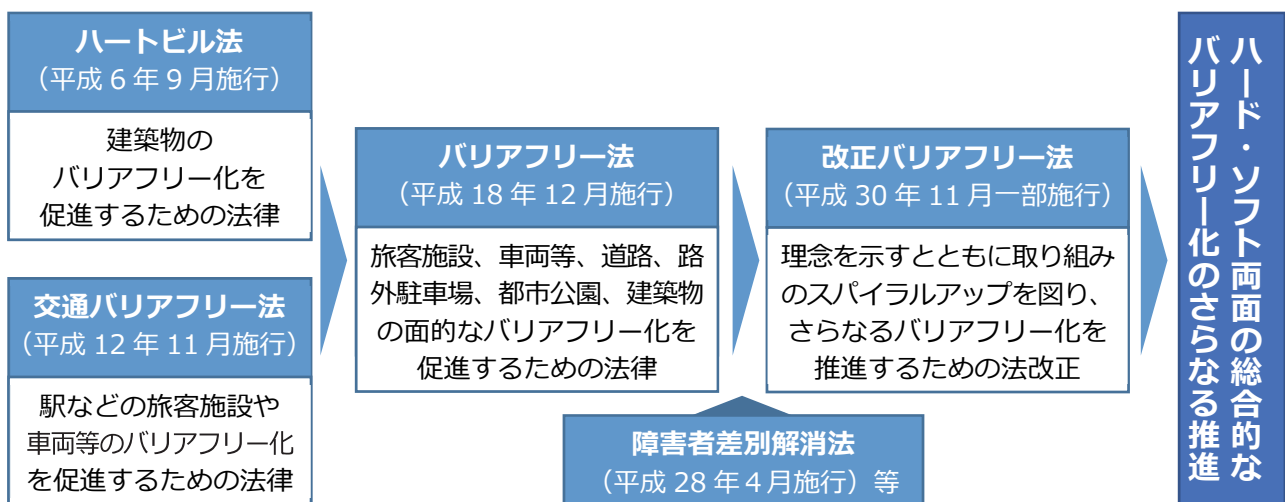
一方、建築物については、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、平成 15 年の改正では、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 m²）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

●バリアフリー法

高齢化へのさらなる対応や障害のある人の社会参加等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が平成 18 年 12 月に施行されました。

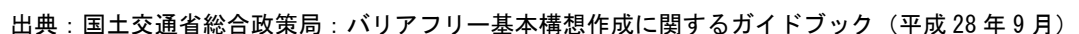
●改正バリアフリー法

平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取り組みの推進を図るため、平成 30 年 11 月に改正バリアフリー法が一部施行されました（平成 31 年 4 月全部施行予定）。



(1) 目的

本法律で想定されたバリアフリー基本構想（以下「基本構想」）は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区において「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



(2) 法律の枠組み

バリアフリー法では、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物について、新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。また、基本構想制度によって、重点整備地区におけるバリアフリー化事業の重点的かつ一体的な実施を進める枠組みを定めています。

改正バリアフリー法では、スパイラルアップの実現のための施策の充実を図るほか、新たに移動等円滑化促進方針制度を設け、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化を目指しています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
 ●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
 ●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等

道路

路外駐車場

都市公園

建築物

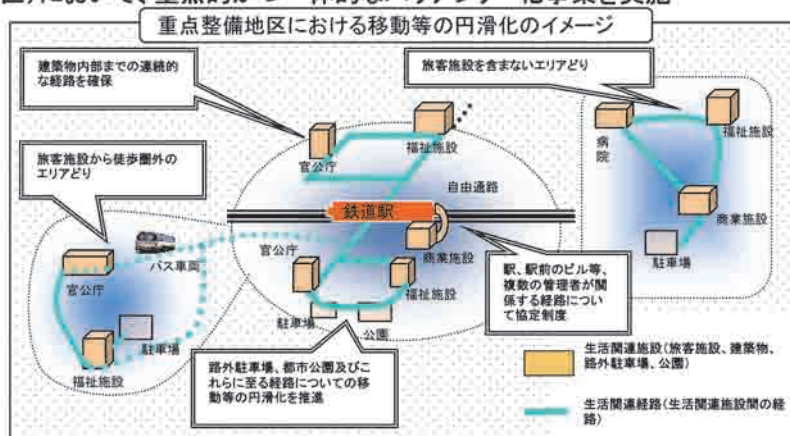


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に
際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

協議

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性

＜課題①：ハード・ソフト両面の課題＞

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者の
バス利用に係る
介助の様子

＜課題②：地域の取組の課題＞

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：

- 全市町村の約2割(294/1,741)
- 3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)

[H28年度末時点]

＜課題③：利用し易さの課題＞

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

＜関連する政府決定等＞

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

当事者の参画する協議会の活用等により定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリースイッチ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(付バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】

出典：国土交通省資料

(3) バリアフリー基本構想で定める事項

区市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、基本構想を策定することができます（改正バリアフリー法では策定が努力義務）。

また、基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めます。

【バリアフリー基本構想で定める事項（バリアフリー法第 25 条）】

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針（定めるよう努めるもの）
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. ① 4 と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ② 自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
 - ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(4) 協議会の設置

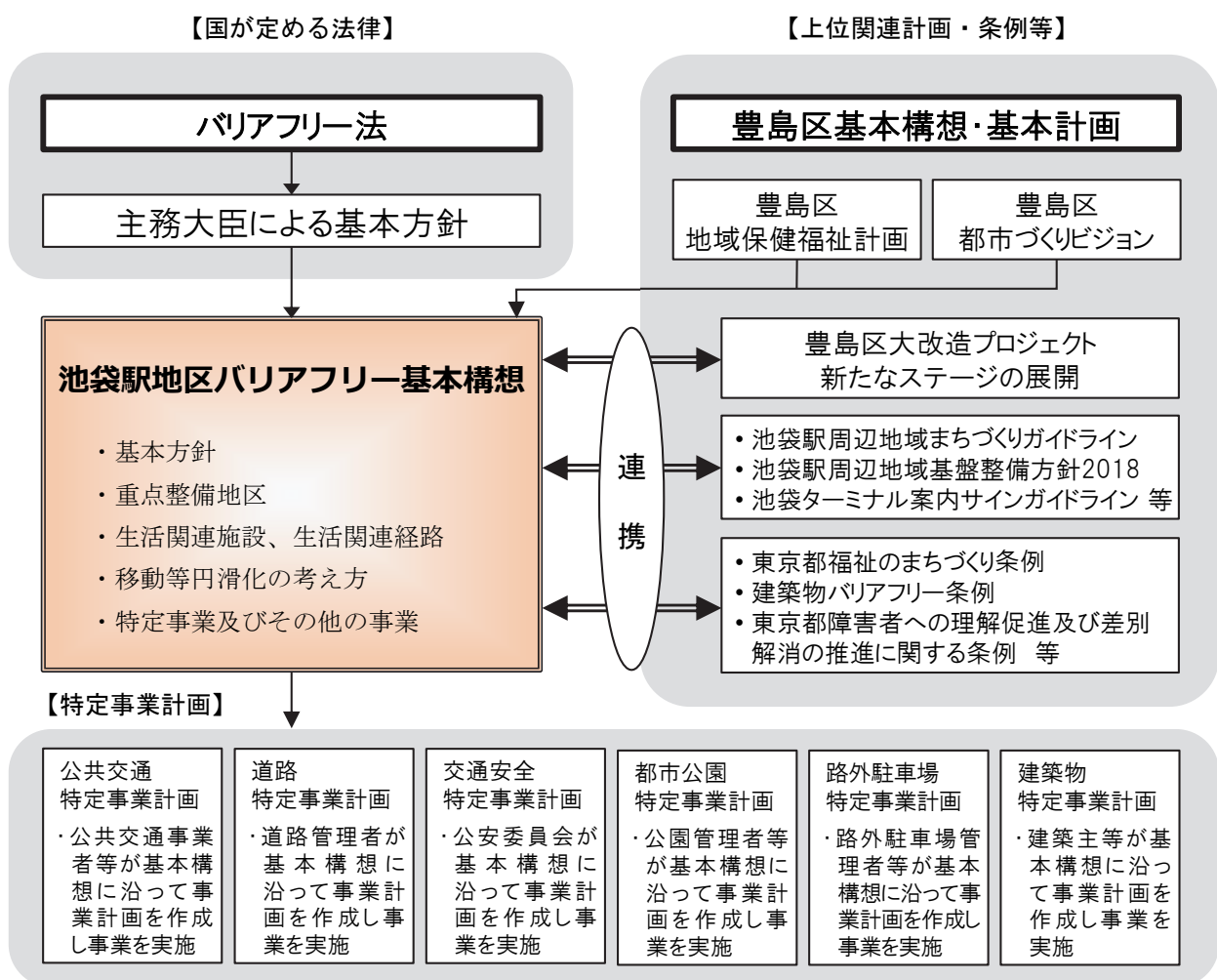
区市町村は、計画の段階から住民等の参加を促すため、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができます。

この協議会は、区市町村をはじめ、特定事業を実施することになる施設管理者や交通管理者、実際の利用者である高齢者や障害者などで構成することとしています。

2. 基本構想の位置づけ

「池袋駅地区バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」）」は、「池袋駅地区バリアフリー基本構想（平成 23 年 4 月策定）」及び「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】（平成 26 年 4 月策定）」を統合し、必要な修正を加えることで取り組みのスパイラルアップを図るものです。策定にあたり、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に従うとともに、様々な上位関連計画等との整合・連携を図ります。

なお、バリアフリー基本構想は、バリアフリー化に関する基本的な事項を記載するものであり、基本構想の策定後には、重点整備地区内における事業計画として、それぞれの事業者が特定事業計画を作成し、事業を実施していきます。



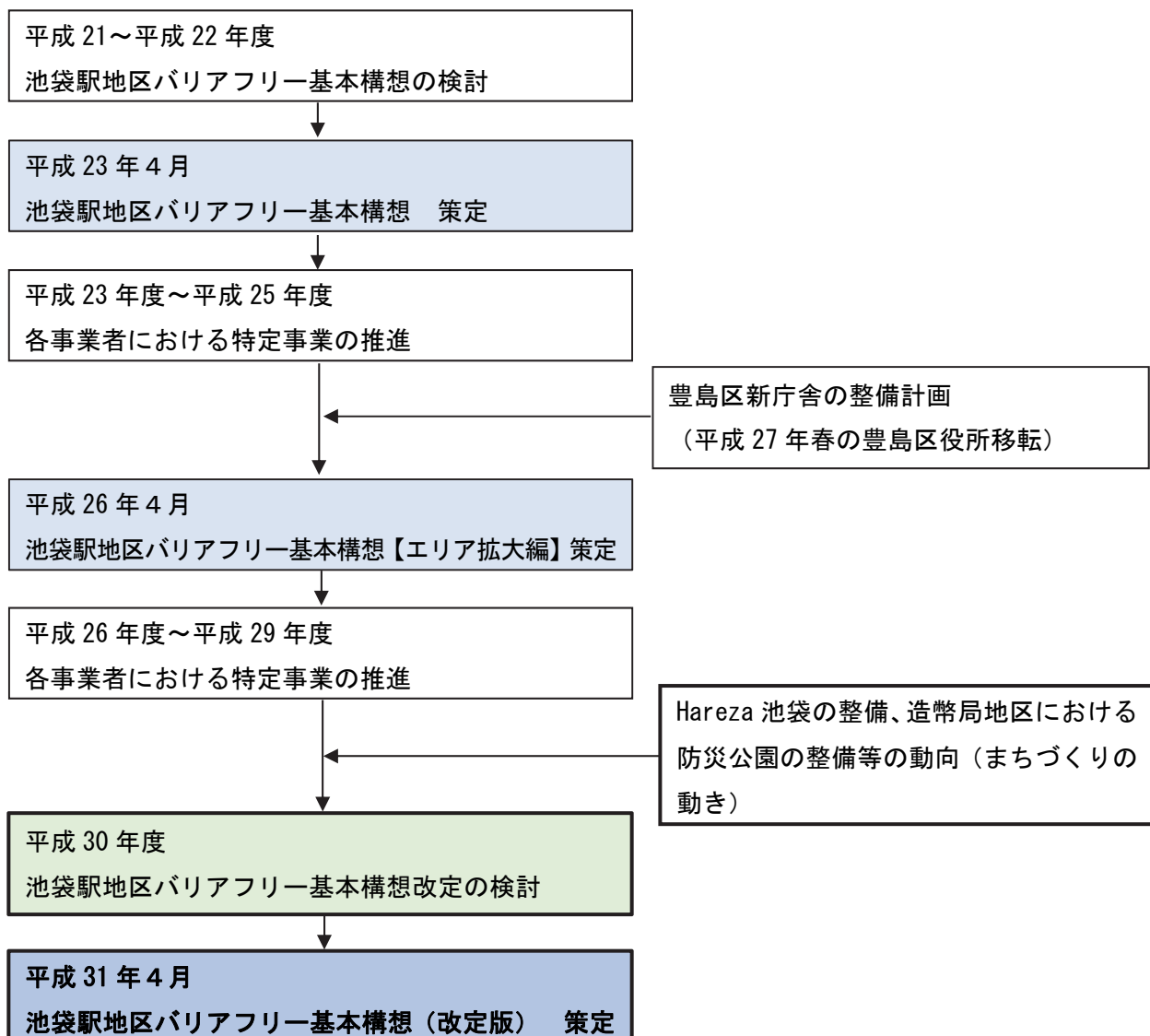
II. 基本構想改定の経緯と策定の流れ

1. 改定の経緯

豊島区では、池袋副都心の核である池袋駅を中心とした地区において、誰もが安全に移動し、利用することができる空間の整備を推進していくために、平成 23 年 4 月に「池袋駅地区バリアフリー基本構想」を策定しました。また、平成 27 年の豊島区新庁舎の開庁に併せて周囲のバリアフリー化を進めるため、平成 26 年 4 月には「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】」を策定し、重点整備地区を拡大しました。

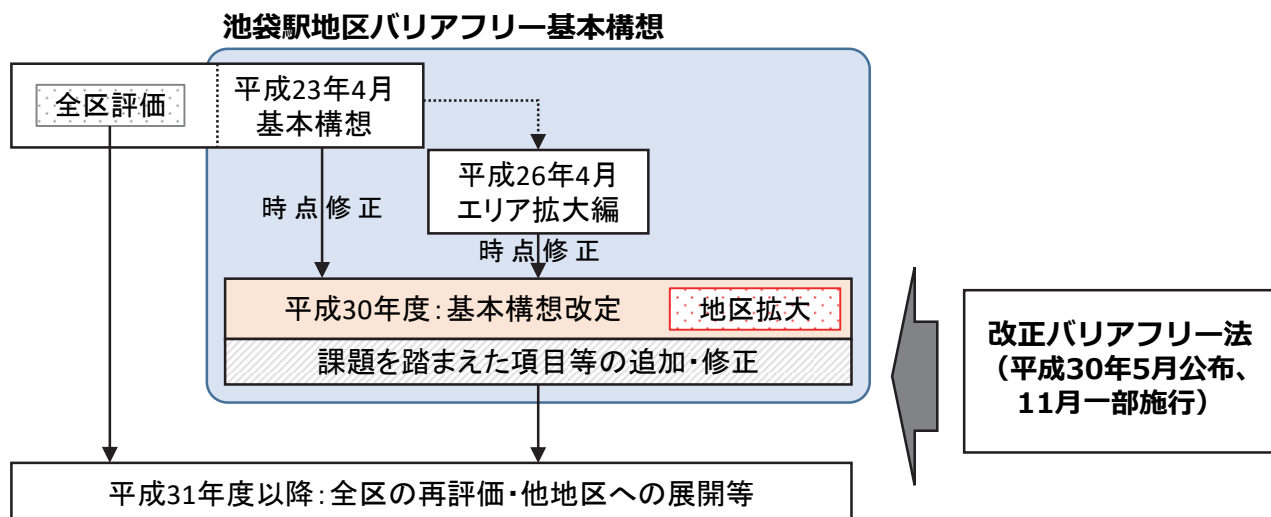
【エリア拡大編】策定後は、2 つの基本構想を合わせて「池袋駅地区バリアフリー基本構想」として取り組みを進めてきましたが、エリア拡大編の策定から 5 年目にあたり、Hareza 池袋（庁舎跡地及び周辺エリア）及び造幣局地区をはじめ、重点整備地区の内外で新たなまちづくりが進んでいることを踏まえ、基本構想の改定に向けて検討を行うこととしました。

■池袋駅地区におけるバリアフリー基本構想策定の経緯と改定に向けた流れ



改定にあたり、新たなまちづくりの動向を踏まえて重点整備地区を拡大するとともに、生活関連施設・生活関連経路を追加し、追加の特定事業を検討しました。また、同時期に公布、施行された改正バリアフリー法については、可能な範囲で、理念や考え方を反映して策定を進めました。

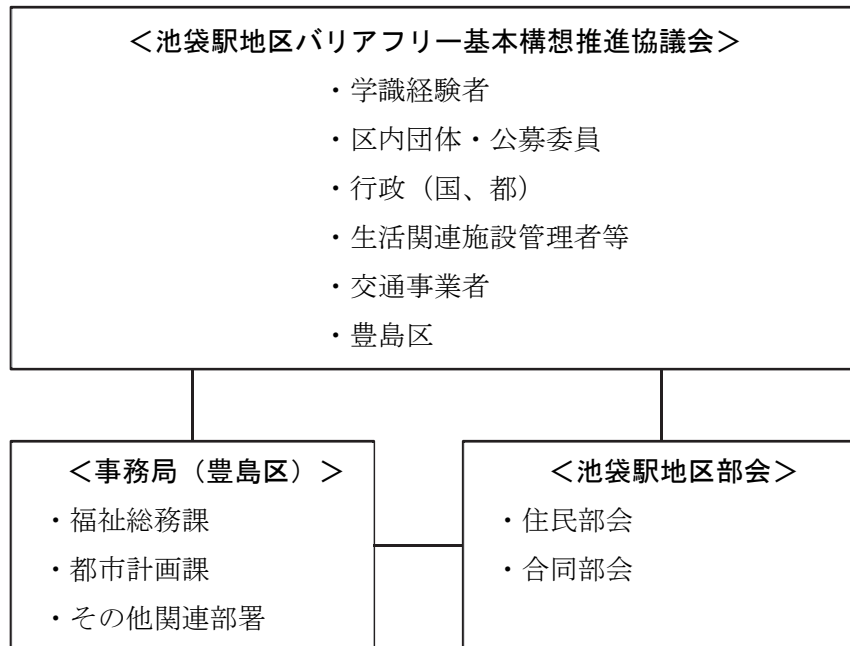
なお、豊島区全域の現況と課題については、本基本構想策定後に改めて調査を行い、区全体の評価を行ったうえで他地区の基本構想策定への展開を検討することとします。



2. 検討体制

本基本構想の策定にあたっては、関係者で組織される「池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、関係者との合意形成を図りつつ、検討を進めました。

また、住民部会、合同部会を設置することにより、様々な立場の方の具体的な意向を把握し、協議会における検討に反映させました。



■ 池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会

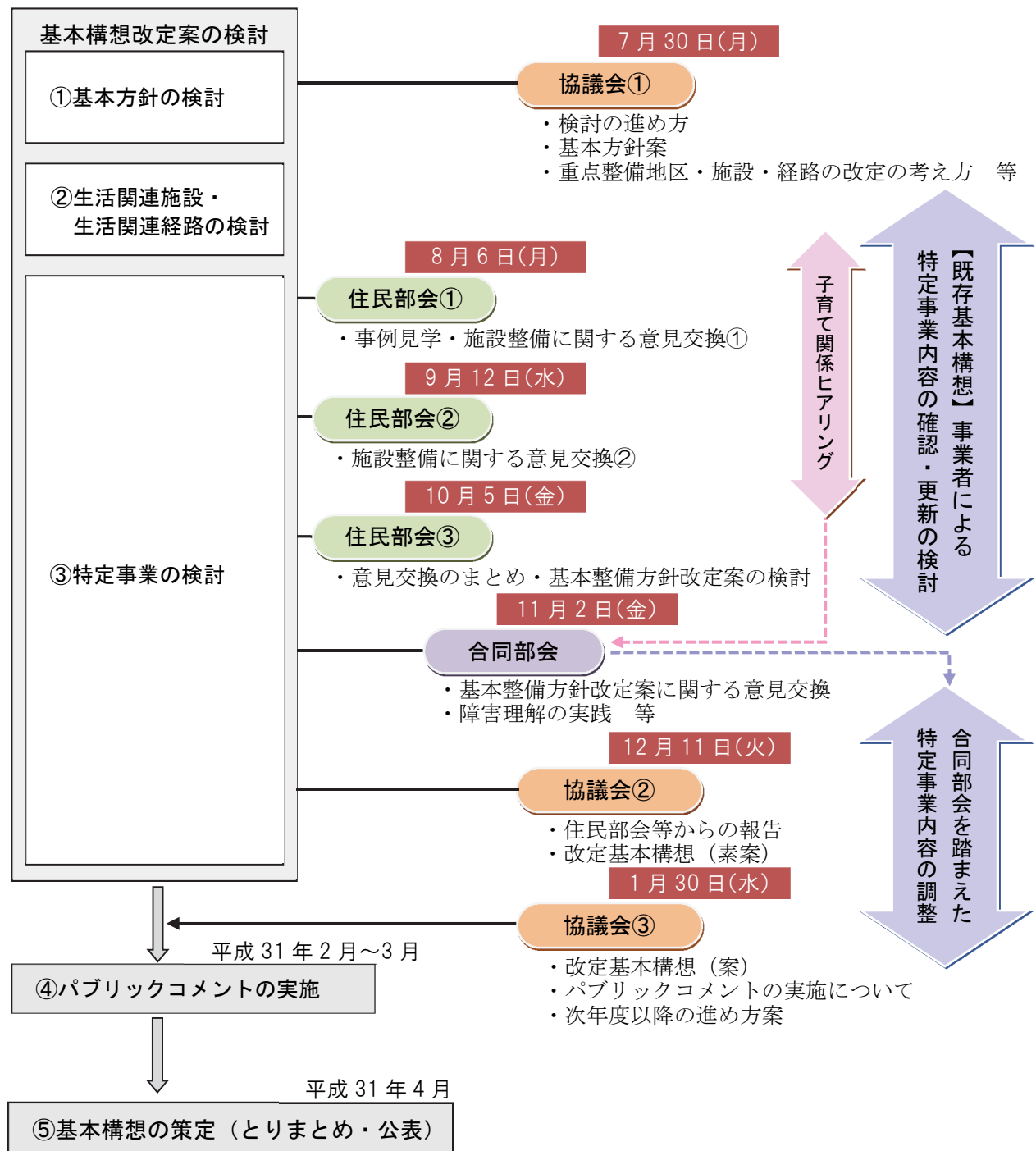
- ・ 池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱（平成 30 年 5 月 17 日 都市整備部長決定）に基づき、設置する。
- ・ 協議会委員は、同要綱に定める。
- ・ 事務局は、保健福祉部福祉総務課並びに都市整備部都市計画課が務める。

■ 住民部会・合同部会

- ・ 検討テーマにより参加メンバーを決定し、運営する。
- ・ 活動状況、検討内容等は随時、協議会に報告する。

3. 策定の流れ

本基本構想の検討においては、第1回協議会において基本方針や検討の進め方等について了承を得たのち、第1回・第2回住民部会で Hareza 池袋や池袋西口公園など、新たなまちづくりを進める施設を対象に意見交換を行いました。第3回住民部会では意見交換の内容を踏まえ、全ての事業者が取り組みの際に留意してほしい事項として「移動等円滑化の考え方（案）」を整理し、この案をもとに、住民等と事業者の意見交換の場として合同部会を開催しました。さらに、第2回、第3回協議会で改定基本構想や特定事業の内容をとりまとめ、パブリックコメントを経て基本構想を策定しました。



4. 協議会等の開催概要

協議会等の開催概要を以下に示します。

■ 協議会

実施概要	検討内容	実施状況
第1回協議会 【日時】 平成30年7月30日(月) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室 【参加者】 ・委員長(日本女子大学 佐藤教授) ・副委員長(日本大学 江守准教授) ・委員:30名 ・区:9名 ・事務局	・基本構想改定の進め方 ・基本方針案 ・重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の改定案について	委員長挨拶  意見交換風景 
第2回協議会 【日時】 平成30年12月11日(火) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室 【参加者】 ・委員長(日本女子大学 佐藤教授) ・副委員長(日本大学 江守准教授) ・委員:30名 ・区:14名 ・施設設置管理者等:1名 ・事務局	・住民部会・合同部会等の報告 ・池袋駅地区バリアフリー基本構想改定の素案について ・特定事業案の検討状況について	説明・意見交換風景 
第3回協議会 【日時】 平成31年1月30日(水) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 507・508・509・510 会議室 【参加者】 ・委員長(日本女子大学 佐藤教授) ・副委員長(日本大学 江守准教授) ・委員:32名 ・区:14名 ・施設設置管理者等:1名 ・事務局	・改定基本構想案について ・パブリックコメントの実施、今後の進め方について	意見交換風景  副区長挨拶 

■ 住民部会・合同部会

実施概要	検討内容	実施状況
第1回住民部会 【日時】 平成30年8月6日(月) 9:30~12:30 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 509・510 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・日本大学 江守准教授 ・区民:14名 ・施設設置管理者等:7名 ・事務局	・事例見学(豊島区本庁舎) ・Hareza 池袋(オフィス棟シネマコンプレックス、芸術文化劇場、区民センター、中池袋公園、周辺道路) に関する説明・意見交換	説明風景  事例見学 
第2回住民部会 【日時】 平成30年9月12日(水) 13:30~16:30 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 509・510 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・区民:13名 ・施設設置管理者等:5名 ・事務局	・池袋西口公園、 ビックリガード上空デッキ、 造幣局地区街づくり に関する説明・意見交換	説明風景 
第3回住民部会 【日時】 平成30年10月5日(金) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 507・508 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・日本大学 江守准教授 ・区民:9名 ・施設設置管理者等:2名 ・事務局	・第1回・第2回住民部会を踏まえた課題のまとめ ・基本整備方針改定案の説明、意見交換	説明風景 
合同部会 【日時】 平成30年11月2日(金) 10:00~12:00 【場所】 豊島区役所本庁舎5階 507・508・509・510 会議室 【参加者】 ・日本女子大学 佐藤教授 ・日本大学 江守准教授 ・区民:13名 ・施設設置管理者等:42名 ・事務局	・障害理解の実践(障害者団体の方からのお話) ・住民部会からの報告等 ・基本整備方針改定案及び特定事業設定に関する説明 ・事業者からの報告・意見交換 ・その他(視覚障がい者対応音声案内付キオスク端末の展示・体験)	説明風景 

5. 改定に向けた課題

これまでに実施した特定事業や未完了の事業の状況、池袋駅周辺のまちづくりの動向を踏まえて、基本構想改定に向けた課題や、さらなるバリアフリー化の推進に向けた課題を整理しました。

1) これまでに実施した主な特定事業

事業種類	事業内容
公共交通 特定事業	・視覚障害者誘導用ブロック（以下、誘導ブロック）の連続的な整備 ・音声案内の設置 ・ホームドア設置（山手線・西武池袋線） ・スロープの勾配改善 ・蹴込み付き券売機の整備 ・低床車両の導入（バス） ・ソフト対応の充実（鉄道・バス・タクシー）
道 路 特定事業	・誘導ブロックの整備・維持管理 ・凹凸のない舗装への改修（池袋西口公園前歩道） ・自転車駐車場の整備 ・指定喫煙所の移設（池袋駅北口） ・喫煙所利用者マナー啓発
交通安全 特定事業	・バリアフリー対応信号機の設置 ・エスコートゾーンの設置
都市公園 特定事業	・園内施設のバリアフリー化（南池袋公園） ・多目的トイレの設置（南池袋公園）
建 築 物 特定事業	・出入口等のバリアフリー化（東池袋分庁舎・豊島郵便局） ・リニューアルに伴うバリアフリー化（勤労福祉会館（産業振興プラザ）） ・段差の解消、誘導ブロックによる案内（東京芸術劇場） ・案内誘導の改善や安全対策（サンシャインシティ） ・新庁舎への区民意見への反映

■これまでに実施した主な特定事業



サンシャイン60通り、誘導ブロックがない。交差点にびょう状の点字ブロックがあるが、剥がれている。



誘導ブロックの連続設置（サンシャイン 60 通り）



階段の安全対策（サンシャインシティ）



出入口へのスロープ設置（豊島郵便局）



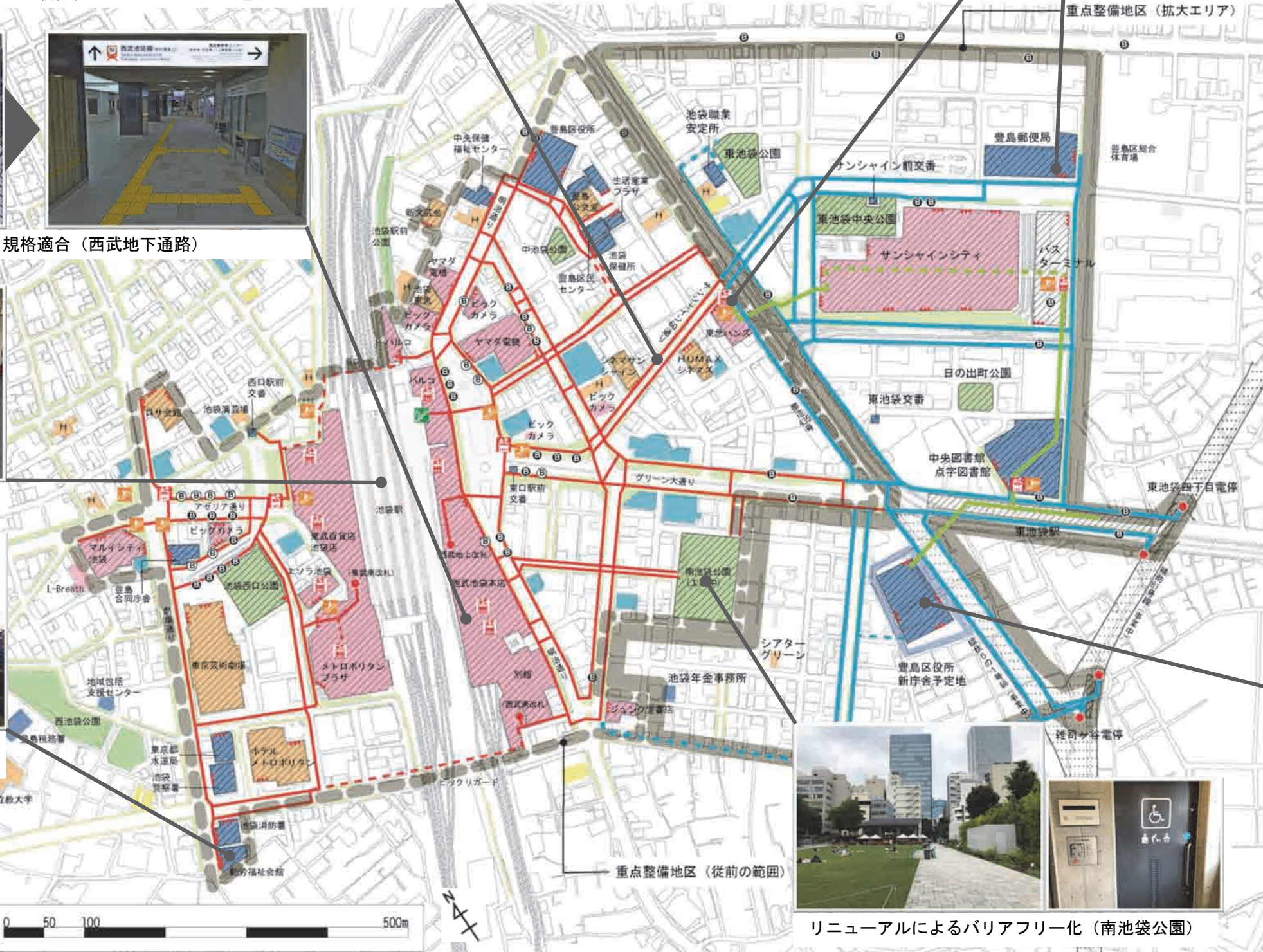
誘導ブロックの JIS 規格適合（西武地下通路）



ホームドア設置（JR 山手線）



リニューアルによるバリアフリー化（産業振興プラザ（勤労福祉会館））



凡 例	
【重点整備地区】	
	重点整備地区（拡大エリア）
	重点整備地区（従前の範囲）
【生活関連施設・生活関連経路】	
	生活関連施設
	生活関連経路（地上）（追加設定）
	生活関連経路（地下）（追加設定）
	準生活関連経路（地上）（追加設定）
	準生活関連経路（地下）（追加設定）
	生活関連経路（従前）
	準生活関連経路（従前）
	地上改札口、電停
【主要施設】	
	商業施設（大規模店舗等）
	公共・公益施設（市役所等）
	集客施設、宿泊施設、教育施設
	金融機関
	医療機関
【地下への出入口】	
	エレベーター（通路に設置されたもの）
	エレベーター（百貨店営業時間内は利用可能）
	エスカレーター
	階段昇降機（エスカル等）
	生活関連施設への主な入口
【その他】	
	バス停
	バス停（降車専用）
	都市計画道路（事業中）

※【エリア拡大編】策定（平成 26 年 4 月）時点の図面であり、現在とは施設等の名称等が異なります。



リニューアルによるバリアフリー化（南池袋公園）



新庁舎への区民意見の反映（豊島区役所本庁舎）

2) 未完了の主な特定事業

事業種類	事業内容	写真
公共交通 特定事業	・東口での初終電対応エレベーターの整備（関係事業者の連携・協力） ・現在地や主要目的地のわかりやすい位置情報の提供 ・音声等による適切な情報提供 ・東池袋駅のエレベーター増設（都電側） ・都電停留場への柵の設置・スロープ改善	 東池袋駅・東池袋四丁目停留場付近
道路 特定事業	・歩車道段差構造の共通化 ・生活関連経路の歩行者空間確保（区庁舎跡地周辺・環5の1付近等）	 場所により異なる歩車道境界ブロック
交通安全 特定事業	・バリアフリー対応信号機の設置 ・エスコートゾーンの設置 ・音響用押ボタンの設置位置への配慮（道路管理者との連携）	 区庁舎跡地周辺の歩行者空間
都市公園 特定事業	・区庁舎跡地活用と合わせた公園のバリアフリー化（中池袋公園） ・凹凸のない舗装への改善（池袋西口公園） ・勾配の改善や段差の解消（東池袋中央公園）	 池袋西口公園の凹凸のある舗装
路外駐車場 特定事業	・駐車場～地上間の垂直移動手段の確保（ISP・東武ホープセンター）	 東池袋駅周辺地下通路の誘導ブロック
建築物 特定事業	・オストメイト対応設備の設置（生活産業プラザ・池袋保健所） ・誘導ブロックの仕様の改善（ライズシティ・アウルタワー）	

3) 池袋駅周辺のまちづくりの動向

池袋駅周辺では、平成 27 年 7 月に指定された特定都市再生緊急整備地域を中心に新たなまちづくりの動きがあり、地区のバリアフリー化を進める上で、連携して取り組む必要性が高い状況となっています。

■ 池袋駅周辺のまちづくりの動向



プロジェクト名	整備年	プロジェクト名	整備年
①北口歩行者ネットワーク構想		⑫東池袋四丁目二番街区地区	2022
②東武鉄道池袋駅建替		⑬東池袋五丁目地区	2019
③補助 173 号線	2018	⑭池袋駅サイン・案内板・Wi-Fi 整備	2019
④ウィロード改修	2019	⑮ダイヤゲート池袋	2019
⑤南北区道	2020	⑯グリーン大通り	2016
⑥Hareza 池袋	2020	⑰南池袋二丁目 A 地区（区役所本庁舎）	2015
⑦池袋駅西口地区		⑱南池袋二丁目 C 地区	2018
⑧東池袋一丁目シネマコンプレックスプロジェクト	2019	⑲池袋西口公園	2019
⑨東京国際大学	2023	⑳南池袋公園	2016
⑩ビックリガード上空デッキ	2019	㉑（仮称）造幣局地区防災公園	2020
⑪東西デッキ構想		㉒中池袋公園	2019
地点なし：電気バス	2019	（番号は地図の位置に対応）	

豊島区資料より作成

■早期に実現を図る主なプロジェクト

6 Hareza池袋
豊島区立芸術文化劇場
新区民センター

2019

グランドオープン

2020

10 ビックリガード上空デッキ

2019



19 池袋西口公園 2019



21 (仮称)造幣局地区防災公園 2020



22 中池袋公園 2019



14 池袋駅サイン・案内板・Wi-Fi整備

2019



豊島区資料より作成

4) 基本構想改定に向けた課題

基本構想の経緯や特定事業の進捗状況、新たなまちづくりの動向を踏まえ、基本構想改定に向けた課題を以下に整理しました。

(1) まちづくりの動向を踏まえた、重点整備地区・生活関連経路・生活関連施設の見直し

池袋駅地区バリアフリー基本構想策定から 7 年、【エリア拡大編】策定から 4 年が経過し、重点整備地区内においては新規に大規模な文化・商業施設等の立地が進んでいる。

また、重点整備地区内及び地区縁辺部においても事業が多数進行しており、これらを含めた地区・経路・施設を再設定し、基本整備方針に基づく特定事業の設定を行うことで、さらなるバリアフリー化の推進を図る必要がある。

(2) 今後進む整備への適切な段階での区民意見の反映の機会の確保（計画段階からの参加）

現在進行中の事業について、基本構想推進協議会を活用し、高齢者・障害者等の当事者の意見を反映する機会を設けることで、あらかじめバリアフリー化に配慮された施設整備を行う必要がある。

(3) 未実施の特定事業について、現状の課題を踏まえた事業の再検討・再設定

基本構想の策定によって、多くの事業者が連携して特定事業がすすめられ、池袋駅周辺のバリアフリー状況は一定の向上が図られてきている。

一方、未実施の特定事業について、実施が困難となっている理由を明らかにした上で代替案も含めて検討し、改定基本構想に改めて位置づけ、事業を進める必要がある。

(4) 社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応

基本構想策定以降、障害者差別解消法の施行（平成 28 年）や、改正バリアフリー法の公布・一部施行（平成 30 年）、移動等円滑化基準や各種ガイドラインの改定などがあり、バリアフリー施策を取り巻く社会背景にも変化が起こっている。

基本構想改定の検討に合わせ、これらの変化を取り込んだ基本方針や整備方針等を再設定し、各事業者の取り組み等へ反映させていく必要がある。

5) バリアフリー化の推進に向けた課題

過去の協議会や、住民部会等で出された意見、子育てヒアリングでの意見を踏まえ、各事業者が個別または連携してバリアフリー化に取り組む上での課題を以下に整理しました。

■視覚障害者誘導用ブロック

意見の概要	課題
・車椅子使用者にとって、視覚障害者誘導用ブロックはバリアになる。 ・近年では案内や人的対応が充実しているため、障害者団体と協議して、最小限の設置となるよう検討してほしい。 ・点状ブロックの仕様で、突起の高さが半分のもので製造されているので、屋内のみ採用を検討してほしい。	・利用実態や人的対応の状況、周辺環境を踏まえつつ、車椅子使用者や高齢者、ベビーカー利用者等と視覚障害者がともに利用しやすくなるような視覚障害者誘導用ブロック設置の方法について、各事業者が当事者の意見を踏まえて検討することが期待される。
・JIS規格に準じた視覚障害者誘導用ブロックであっても、部屋や床面の色に応じて多様な色が使われている。鋳タイプもあるが、視認しにくく、滑りやすい。できればコントラストの高い黄色に統一し、鋳タイプは避けてほしい。	

■サイン等の案内誘導

意見の概要	課題
・池袋ターミナル案内サインガイドライン（2018年5月改定）が策定されたので、これに準じたサイン整備を進めてほしい。	・池袋駅構内については、ガイドラインに従って整備・運用・管理を行い、適切にバリアフリー情報を提供する必要がある。 ・多様な利用者にとってのわかりやすさに留意し、色使いや大きさ、設置位置、記載内容、事業者の連携による連続的な案内等を検討する必要がある。 ・当事者意見を踏まえつつ、視覚障害者の利用に対応した点字や音声による案内誘導の充実が必要である。 ・サイン等の案内誘導は、当事者の意見を反映した改善を重ねることが特に有効であり、設置時の対応のみでなく、継続的な改善が期待される。
・池袋駅周辺のバリアフリー経路がわかりにくい。	
・色覚異常の利用者に留意した情報提供をしてほしい。	
・知的障害者が理解できるようにルビを振ってほしい。	
・バリアフリー設備等に関する位置サイン・誘導サイン等がわかりにくい。 ・光の反射で見えにくい案内がある。 ・情報は動線上、目線の位置にないとわかりにくい。	
・インターホン呼出、シグナルエイド対応、点字や音声による案内があるのは良い。 ・音声案内の内容は、当事者の確認が必要。	

■聴覚障害者等の利用に留意した対応

意見の概要	課題
・劇場の公演やイベントでは内容がわかるよう手話通訳や文字情報などが必要である。	・利用実態に合わせ、通常時、非常時それぞれについて、聴覚障害者への情報保障やコミュニケーションを支援するための仕組みやツールを整える必要がある。 ・対話支援機器、補聴機器などについては技術の進歩が著しい分野でもあるため、各事業者は情報収集をしながら適切な対応方策を検討することが期待される。
・非常時に対応したフラッシュライトやデジタルサイネージなどでの情報提供がほしい。	
・窓口などでは、手話通訳や筆談が可能な体制を整えてほしい。	

■垂直移動設備（エレベーター・階段・エスカレーター）

意見の概要	課題
・高齢者、障害者、ベビーカー利用者等が使いたいときに使えるエレベーターを設けてほしい。	・利用実態や目的に合わせ、適切な位置に十分な大きさや基数のエレベーターを確保するとともに、高齢者、障害者やベビーカー利用者などが優先的に利用できるよう表示や啓発を行うことが期待される。 ・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者それぞれにとって適切にバリアフリー対応されたエレベーターを整備する必要がある。
・新しいエレベーターでも、ボタンや鏡、開閉時間など、障害者にとって使いにくい場合がある。	
・聴覚障害者が非常時にコミュニケーションを図れるよう、ガラス窓やモニターを設けてほしい。	
・エレベーターホールが暗いことが多い。	
・階段の手すりは両側にあるとよい。	・公共性の高い階段では両側に連続的に手すりを設置し、点字表示や段鼻の強調を行うなど、高齢者や視覚障害者等にとっての使いやすさと安全対策に留意する必要がある。 ・非常時の避難経路となることも想定した対策を検討することが期待される。 ・特に利用者の多い経路では、可能な限り上下方向のエスカレーターを整備することが期待される。
・階段の手すりには点字があるとよい。	
・階段の段鼻を強調してほしい。	
・停電時にも段がわかるような蓄光テープを活用してはどうか。	
・階段は下りの方が危険と感じる人も多いため、エスカレーターは上りと下りの両方あるとよい。	

■トイレ

意見の概要	課題
・利用者が多い施設では車椅子使用者用トイレ、一般トイレ（特に女性トイレ）とも個数が不足しないように配慮してほしい。 ・LGBT 対応トイレが必要ではないか。 ・男女トイレそれぞれに乳幼児用設備があるのは良い。 ・便房が狭いと使いにくい。（車椅子使用者用トイレ、一般トイレ） ・車椅子使用者用トイレは自動扉の方が良いが、ボタンの位置が押しにくいものがある。 ・ボタン類の配置や洗面台の高さなどが統一されていない。 ・便座の高さは、妊産婦や膝の悪い人、高齢者等、誰にでも利用しやすいよう 45cm を基準に設置を検討してほしい。 ・扉や便器などのコントラストをはっきりさせてほしい。 ・ベビーカーごと入れる便房を設けてほしい。	・利用実態に合わせた十分な個数の便房を確保するとともに、車椅子使用者用トイレに利用が集中しないよう、一般便房に広めのブースやオストメイト対応設備、乳幼児用設備を設けるなど、機能分散を図る必要がある。 ・利用実態に合わせ、多様な性自認・性的指向の人や異性介助に配慮した男女共用トイレを確保することが期待される。 ・各個室の大きさや動線の確保、ボタン類の配置、便座や洗面台の高さなどについて、多様な利用者の利用しやすさに配慮するとともに、各施設で統一した整備がされるように調整することが期待される。

■駐輪場・障害物

意見の概要	課題
・各施設で利用しやすい場所に駐輪場を設け、敷地内通路や周辺道路に駐輪されないように指導を徹底してほしい。 ・ゴミ置き場や看板が道路を狭めている。	・各施設で利用しやすい場所への十分な駐輪場の確保に留意するとともに、道路管理者や交通管理者、各施設の管理者が連携して移動の支障となる違法駐輪や不法占用物件への指導・啓発を行う必要がある。

■人的対応・心のバリアフリー

意見の概要	課題
・各施設に入居するテナント等は、差別の禁止や合理的配慮への理解が必要である。 ・施設の使いづらさを人的サポートで補う姿勢は素晴らしい。 ・どのようなサポートができるのか明示してほしい。 ・ベビーカー利用時は車両乗降時の段差やドアの開閉などで困ることが多く、助けてもらえるとうれしい。 ・エレベーターや多機能トイレなどを一般の人が使っているため、本当に必要とする人が使えない。	・各施設で利用者に接する一人ひとりが障害への理解を深めるとともに、利用者への適切な案内やサポートができるよう職員研修などを行う必要がある。 ・各施設が提供している人的対応やコミュニケーション支援等の内容について、わかりやすく表示する必要がある。 ・施設利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発が必要である。

■舗装・歩車道境界

意見の概要	課題
・滑りにくく、がたつきのない舗装にしてほしい。ブロック舗装はバリアフリーに適さないのではないか。	・ブロック舗装を採用する場合は、バリアフリーに配慮し、がたつきが発生しにくい仕様の製品にする必要がある。 ・最近整備された道路では、段差が 0cm で突起がある歩車道境界ブロックを採用しているが、賛否両論あるため、さらに当事者意見をきく機会を設けながら統一に向けた検討を進める必要がある。
・歩車道境界ブロックは良い/つまずきやすい。	

■公園（上記以外の内容）

意見の概要	課題
・多様な利用者に配慮し、動線と滞留スペースの分離や、休憩場所の確保をしてほしい。	・日常時・イベント時・非常時など状況に応じて多様な使われ方があることに留意した配置計画、動線計画、空間計画が必要である。 ・災害発生時などに、高齢者・障害者を含む多様な人が公園に避難等をする可能性に留意し、設備や備蓄の確保、情報提供、人的対応などの対策を検討することが期待される。
・非常時に備えた給水設備やソーラーパネルなどを設置してほしい。	
・停電時に対応できるよう蓄光技術を採用してはどうか。	

■建築物（上記以外の内容）

意見の概要	課題
・ガラス扉に衝突する可能性がある。	・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準や東京都福祉のまちづくり条例に従い、基準に適合した整備を進めることを基本としつつ、施設の機能や利用実態に合わせた配慮や工夫が必要である。
・足ふきマットにつまづく恐れがある。	
・総合案内にローカウンターがない。	
・出入口付近に車椅子利用者用駐停車スペースがあるのは良い。	
・授乳室があるのは良い。知的障害者等の休息スペースとしても使えるとよい。	
・授乳室はミルクを冷ませる機能や男性でも気兼ねせず使えるような配慮があるとよい。	
・待合スペースがほしい。	
・建物と道路の敷地の間に段差がないようにしてほしい。	

Ⅲ. バリアフリー基本構想

本章では、第1章、第2章で整理した位置づけや改定の経緯、課題の整理を踏まえ、バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想を示します。

1. 基本方針

本基本構想における基本方針を下記のとおり設定します。

- ① 池袋駅及び東池袋駅から広がる地下通路を含む駅周辺の連続的なバリアフリー整備
 - ・ 通行量の多い道路及び地下通路を対象とし、う回の少ないスムーズな上下移動の動線に配慮し、池袋駅及び東池袋駅から目的地までのバリアフリー整備を連続させます。
- ② 通行量が多く人の流れが複雑な通路や路線の快適化
 - ・ 膨大な通行量と複雑な流動の地下通路や、駅周辺の主要路線において、安全・快適な移動空間の確保を図ります。また、関係者が連携したサイン等案内誘導システムの整備による移動支援の充実も図っていきます。
- ③ 事業の集中と他のまちづくりとの連携
 - ・ 池袋駅及び駅周辺に立地する利用者の多い公共施設や商業施設、また新たなまちづくりの動向を見据えて重点整備地区を設定し、重点的・一体的に整備することで、効率的・効果的なバリアフリー化を図っていきます。
 - ・ これまでにエリア拡大を行った東池袋駅周辺に加え、新たなまちづくりが予定されるエリアを重点整備地区に追加し、今後のまちづくりに資するバリアフリー化を図っていきます。
- ④ 関係事業者との連携
 - ・ 交通事業者、百貨店、地元商店会など、関係者間で十分な調整を行った上で構想・計画を策定するとともに、実施段階以降も継続的に連携していくことで、一体的で質の高いバリアフリーの実現を図っていきます。
 - ・ 特に重要性の高い事業においては、計画段階を含めた適切な機会に高齢者・障害者等の当事者の意見をきく機会を設けるよう働きかけ、より使いやすい施設となるよう事業者との調整を図っていきます。
- ⑤ 心のバリアフリー（理解・協力・支援）及び人的対応の充実
 - ・ 区と区民や関係者との協働により、交通マナーやモラルの向上をはじめ、障害への理解や配慮、手助け、声かけの動機づけとなるような取り組みに努めていきます。
 - ・ 各事業者は、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル※」を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるようなソフト対策や人的対応のさらなる充実を図ります。
- ⑥ 社会背景の変化に合わせた継続的な改善（スパイラルアップ）
 - ・ これまでの事業の進捗状況や社会背景の変化を踏まえ、さらに移動しやすく利用しやすいまちとなるよう、継続的な改善を図ります。

※障害の社会モデルとは、障害は「社会的差別や抑圧、不平等」によってもたらされるものであり、「社会や周囲の環境の問題」であるという考え方。一方、個人モデルとは、障害を「個人側の機能障害の問題」として捉え、日常生活を送るために障害者個人が社会に合わせるという考え方。

2. 生活関連施設、経路の設定

1) 生活関連施設、経路の設定の定義

バリアフリー法では、生活関連施設及び経路を以下のとおり定義しています。

生活関連施設	：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、 官公庁施設、福祉施設その他の施設
生活関連経路	：生活関連施設相互間の経路

2) 生活関連施設

(1) 設定の考え方

旧基本構想（H23.4・H26.4）における生活関連施設設定の考え方を基本に、高齢者、障害者等が多く利用するなど公共性の高い施設を「生活関連施設」として設定します。

■生活関連施設の設定根拠

項目	設定根拠	
旅客施設	・池袋駅（JR・西武・東武・東京メトロ）、東池袋駅、東京さくらトラム（都電荒川線）の停留場、バス停留所及び都市計画バスターミナルを対象とする。	
公共・公益施設	・重点整備地区内の全ての官公庁施設及び福祉施設、ゆうゆう窓口のある郵便局を対象とする。	
都市公園	・重点整備地区内の全ての公園を対象とする。	
路外駐車場	・都市計画駐車場を対象とする。	
その他の建築物	商業施設	・池袋駅に通路で直結している商業施設及び売場面積 2,000 m ² 以上の商業施設を対象とする。
	文化施設	・公共施設である、豊島公会堂、東京芸術劇場、中央図書館及び重点整備地区内の全ての民間の映画館を対象とする。
	宿泊施設	・客室数500 以上の宿泊施設を対象とする。

※商業施設や宿泊施設は池袋駅地区の特性から非常に多くの施設が立地していますが、過去の住民部会における意見等を勘案し、上記の基準により設定しました。

(2) 生活関連施設の設定

上記の設定方針に基づき、現在整備中の施設、今後整備予定の施設も含め、下記の施設を生活関連施設として設定します。

■生活関連施設一覧

項目	生活関連施設	
旅客施設	旅客施設 ※1 日当たりの平均的な利用者が5,000人以上の旅客施設	JR 各線池袋駅 西武線池袋駅 東武線池袋駅 東京メトロ各線 池袋駅 東京メトロ有楽町線 東池袋駅
	その他の旅客施設	東京さくらトラム（都電荒川線） 東池袋四丁目停留場 東京さくらトラム（都電荒川線） 都電雑司ヶ谷停留場 各バス事業者の停留所、バスターミナル
公共・公益施設		豊島区役所本庁舎・豊島区役所東池袋分庁舎 としま区民センター（Hareza 池袋） IKE・Biz としま産業振興プラザ 池袋保健所（仮庁舎）・池袋保健所（南池袋二丁目 C 地区） 池袋警察署・池袋消防署・東京都水道局豊島営業所 豊島合同庁舎（都税事務所等）・池袋公共職業安定所・豊島郵便局 池袋駅西口交番・池袋駅東口交番・サンシャイン前交番・東池袋交番
都市公園		中池袋公園（Hareza 池袋）・東池袋中央公園・東池袋公園 日出町公園・（仮称）造幣局地区防災公園・南池袋公園・池袋西口公園
路外駐車場		池袋東口公共地下駐車場（ISP パーキング） 池袋西口都市計画公共地下駐車場（東武ホープセンター地下） サンシャインシティ駐車場
その他の建築物	商業施設	西武池袋本店・パルコ・P' パルコ・池袋ショッピングパーク 東武百貨店・メトロポリタンプラザ・東武ホープセンター エソラ・エチカ・マルイシティ池袋 ヤマダ電機・ビックカメラ（東口）・ビックカメラ（西口） 東急ハンズ・ジュンク堂書店・WACCA 池袋・ユニクロ サンシャインシティ（商業施設、文化施設、宿泊施設等の複合施設）
	文化施設	豊島区立芸術文化劇場（Hareza池袋ホール棟）・東京芸術劇場 ハレザ・タワーシネマコンプレックス（Hareza池袋オフィス棟） キュープラザ池袋・シネマサンシャイン・テアトルダイヤ HUMAXシネマズ・池袋東急・新文芸坐・ロサ会館 豊島区立中央図書館（点字図書館）（ライズシティ池袋）
	宿泊施設	ホテルメトロポリタン

赤字は本基本構想で
追加した施設です

※生活関連施設としては設定しないが、生活関連経路を構成する施設として、アウルタワー、ライズシティ池袋、ダイヤゲート池袋（ビックリガード上空デッキ）がある。

3) 生活関連経路

(1) 設定の考え方

旧基本構想（H23.4・H26.4）における生活関連経路設定の考え方を基本に、「生活関連経路」は旅客施設と他の各生活関連施設との間を結ぶ経路、及びそれぞれの生活関連施設間を結ぶ経路とし、地区内の回遊性に配慮した設定とします。

前項において、各鉄道事業者の駅施設を「生活関連施設」としていることから、各鉄道事業者の駅施設間の乗換経路についても「生活関連経路」として設定します。

周囲の状況等により各種基準に適合したバリアフリー化整備が難しい箇所のうち、通行量や生活関連施設の立地状況等から利用勝手の向上が望まれる箇所については、「準生活関連経路」として位置づけます。

(2) 生活関連経路等の設定

設定の考え方に基づき、生活関連経路、及び準生活関連経路を下記のとおり設定します。

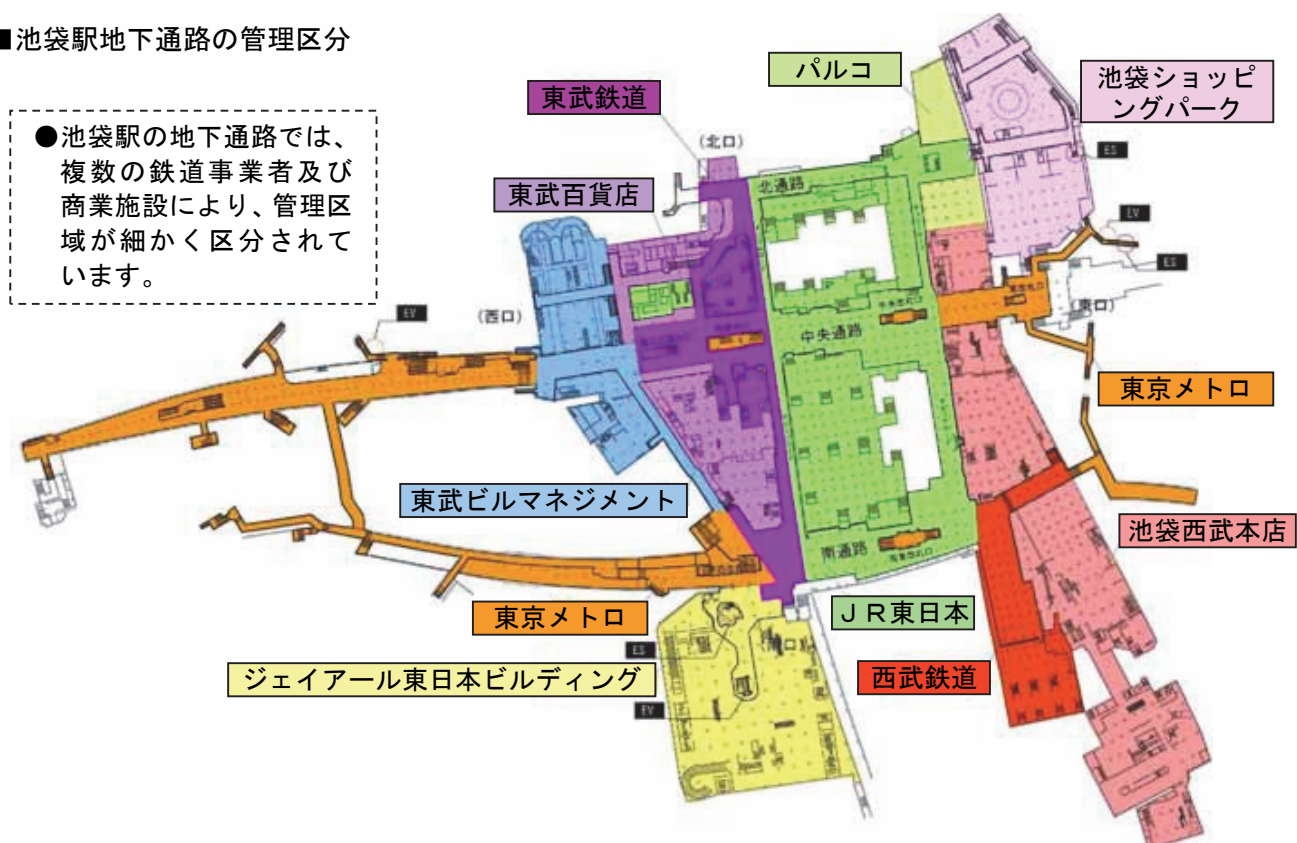
赤字は本基本構想で追加・延長した経路です

①生活関連経路

エリア	路線名/呼称	区間	管理者
池袋駅東側 (地上)	都道 305 号 (明治通り)	Hareza 池袋～補助 172 号線	東京都
	都道 435 号 環状 5 の 1 号線	南西側歩道：東池袋交差点～サンシャイン通り 北東側歩道：東池袋交差点～池袋職業安定所付近	
	環状 5 の 1 号線 (事業中)	東池袋交差点～都電雑司ヶ谷停留場	
	補助 81 号線 (事業中)	都電雑司ヶ谷停留場～造幣局地区防災公園付近	
	区道 41-21 (グリーン大通り)	明治通り～東池袋交差点～東池袋四丁目停留場	豊島区
	区道 41-150・区道 41-220 (サンシャイン 60 通り)	東口五差路～都道 435 号 (東急ハズ前交差点) ～東池袋中央公園	
	区道 41-110 (サンシャイン通り)	明治通り～都道 435 号 (キュープラザ池袋前)	
	区道 41-30 (南北区道)	明治通り～中池袋公園	
	区道 41-80	南北区道～Hareza 池袋ホール棟出入口	
	区道 42-50	明治通り～南池袋公園	
	区道 42-80・41-50 (南池袋パーク街)	明治通り (WACCA 池袋付近)～明治通り (ジュンク堂書店前)	
	区道 42-210 (区役所本庁舎西側道路)	東通り～グリーン大通り (東池袋交差点)	
	区道 42-260 (区役所本庁舎北側道路)	区役所本庁舎外周	
	区道 42-310 (区役所本庁舎南側道路)		
	区道 42-270 (区役所本庁舎西側道路)		
	区道 41-320 他 (サンシャインシティ東側道路)	日出町第二公園交差点～豊島郵便局入口 (東側歩道は造幣局地区跡地街区北まで)	豊島区 サンシャインシティ
	区道 41-460 他 (サンシャインシティ南側道路)	サンシャイン前交差点～バスターミナル	
	区道 41-260 他 (サンシャインシティ西側道路)	サンシャイン前交差点～東池袋中央公園	
	区道 41-450 他 (サンシャインシティ北側道路・坂下通り)	東池袋中央公園～造幣局地区防災公園 (サンシャインシティ北側道路の南側歩道は 途中の信号まで・坂下通りは南側歩道のみ)	
	補助 176 号線 (造幣局地区南側道路)	池袋保健所仮庁舎～補助 81 号線 (北側歩道のみ)	豊島区
	区道 41-340 (造幣局地区東側道路)	防災公園東側 (西側歩道状空地部分含む)	
	造幣局地区内通路	防災公園西側・池袋保健所仮庁舎北側	
	ビックリガード上空デッキ	ビックリガード上空デッキ	

エリア	路線名/呼称	区間	管理者
池袋駅 西側 (地上)	区道 11-13 (アゼリア通り)	駅前広場～マルイシティ前 (西口五差路以西は南側歩道のみ)	豊島区
	区道 12-560 (池袋西口公園北側道路)	駅前広場～劇場通り	
	区道 12-640	メトロポリタンプラザ～劇場通り (西池袋一丁目交差点) (北側歩道のみ)	
	区道 12-680 (補助 172 号線)	ホテルメトロポリタン～劇場通り (池袋警察署前交差点)	
	区道 11-430、12-730 (劇場通り)	ロサ会館～としま産業振興プラザ (東側歩道のみ)	
	区道 12-550 (メトロポリタン通り)	池袋西口公園～補助 172 号線 (ホテルメトロポリタン東側は西側歩道のみ)	
	区道 11-13 (西口駅前広場)	—	
池袋駅 周辺 地下通路	中央通路	西口五差路 EV～東口メトロ EV	下図 参照
	南通路	有楽町線西改札～西武線改札	
	北通路	アップルロード～パルコ出入口	
	チェリーロード	北通路～中央通路 (東側)	
	アゼリアロード	中央通路～南通路 (東側)	
	アップルロード	北通路～中央通路 (西側)	
	オレンジロード	中央通路～南通路 (西側)	
東池袋駅 周辺 地下通路	サンシャインシティ内地下通路	東急ハンズ側地階入口～地下 1 階総合受付	サンシャインシティ
	東池袋駅地下通路	東池袋駅 ～ライズシティ (地下 1 階)	東京メトロ ライズシティ
		～アウルタワー (地下 1 階)	アウルタワー
		～サンシャインシティ (地下 1 階)	サンシャインシティ
	東池袋駅構内地下通路	東池袋駅の各改札口～主要な地上出入口	東京メトロ
	区役所本庁舎連絡通路	東池袋駅～区役所本庁舎	としまエコ ミュージアム

■池袋駅地下通路の管理区分



②準生活関連経路

エリア	路線名/呼称	区間	管理者
地上	区道 41-30 (南北区道)	中池袋公園～グリーン大通り	豊島区
	区道 12-140 (WE ロード)	西口駅前広場～P ー パルコ	
	区道 12-680 (補助 172 号線)	南池袋 1 丁目交差点～ビックリガード～ホテル メトロポリタン	
	区道 42-200 (東通り)	南池袋 1 丁目交差点～環状 5 の 1 号線	
	区道 42-220	豊島区役所本庁舎西側アクセス経路	
	区道 41-200・41-230	都道 435 号～池袋職業安定所、東池袋公園	
地下通路	レンガ通り	池袋ショッピングパーク内	I S P
	北通路	アップルロード～北口	東武鉄道
	西通路	マルイシティ出入口～西口五差路 E V 前	東京メロ
	—	西通路～有楽町線西改札	東京メロ
	—	南通路～ メトロポリタンプラザセンターエレベーター	ジェイアール 東日本 ビルディング
	サンシャインシティ内	地下 1 階総合受付～東池袋地下通路側入口	サンシャインシティ

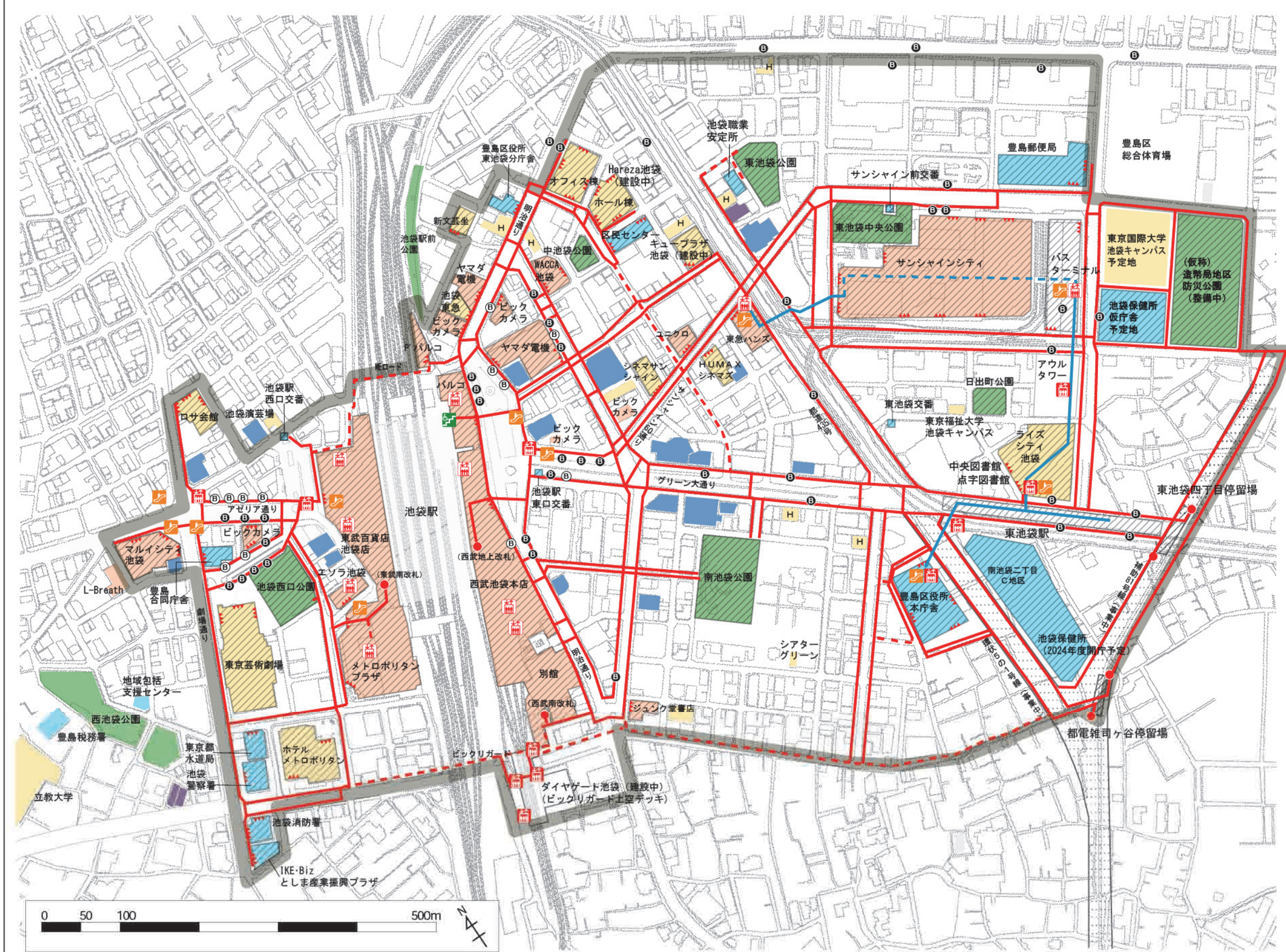
※駅施設を除く池袋駅の東西横断経路は、We ロード、補助 172 号線（ビックリガード）とも構造的な制約が大きく、各種の基準を満たすバリアフリー経路を確保することは困難です。今後は、これらの経路の改善を図るとともに、誰もが安全で快適に利用することができる東西横断施設（東西デッキ）の整備を進めていきます。

3. 重点整備地区の区域

生活関連施設及び経路の設定を踏まえ、重点整備地区の区域を設定します。

次頁の図において、生活関連施設及び経路、重点整備地区の区域を示します。

重点整備地区及び生活関連施設・経路図（地上）



凡 例

【重点整備地区】

重点整備地区

【生活関連施設・生活関連経路】

生活関連施設

生活関連経路

生活関連経路（地下）

準生活関連経路

準生活関連経路（地下）

地上改札口、電停

【主要施設】

商業施設（大規模店舗等）

公共・公益施設（区役所等）

文化施設、宿泊施設、教育施設

金融機関

医療機関

都市公園

【地下・デッキへの出入口】

エレベーター（通路等に設置されたもの）

エレベーター（商業施設等営業時間内は利用可能）

エスカレーター

階段昇降機（エスカル等）

生活関連施設の主な出入口

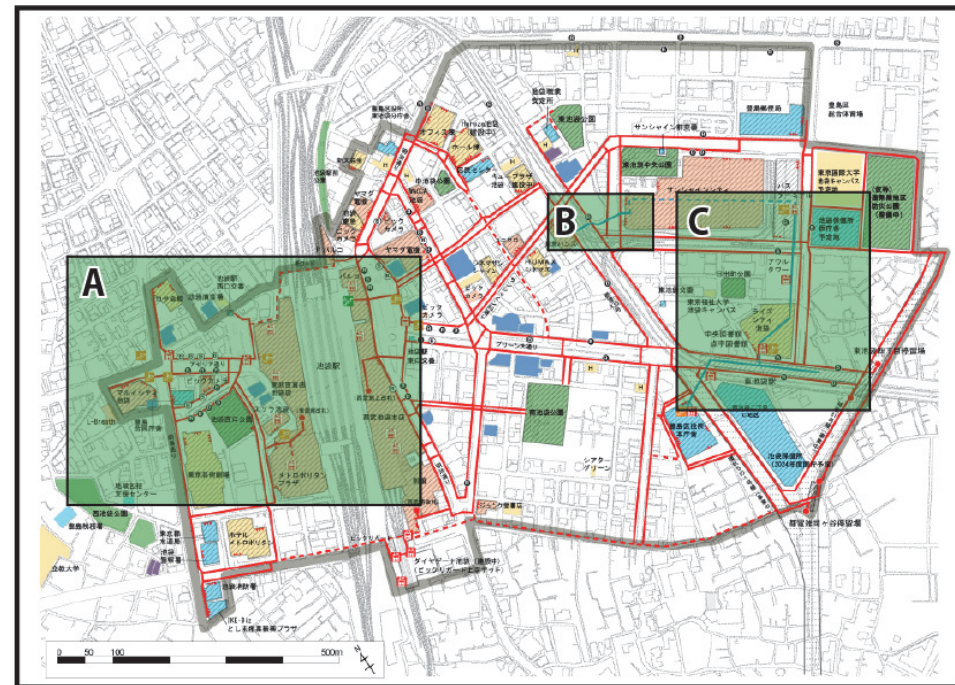
【その他】

バス停

バス停（降車専用）

都市計画道路（事業中）

■生活関連経路図（地下）

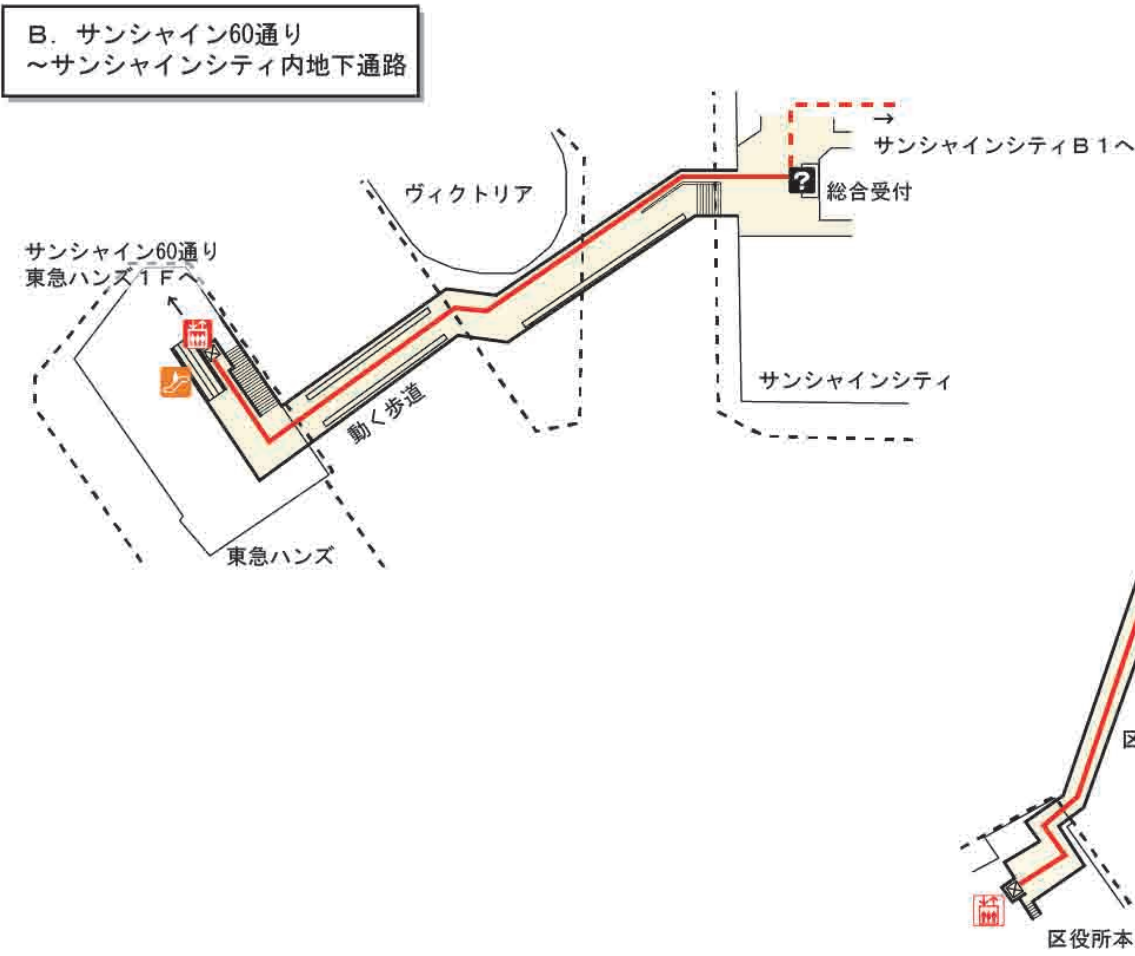
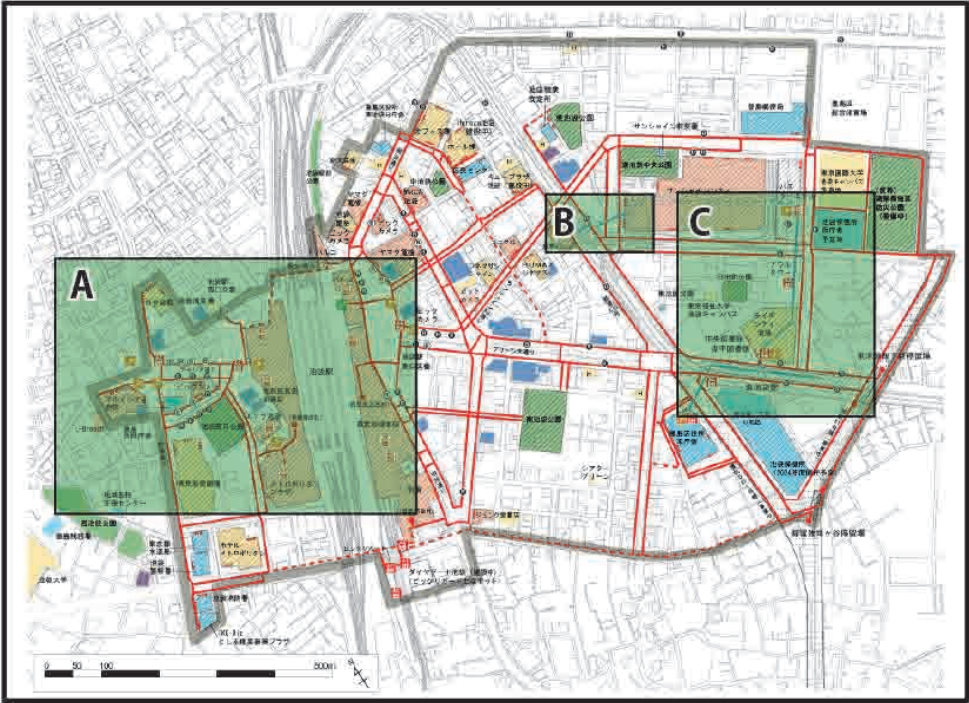


A. 池袋駅地下通路



凡 例			
【上下移動】		【施設等】	【その他】
 エレベーター (通路等に設置されたもの)	 階段昇降機 (エスカル等)	 トイレ (手すりあり)	 通路
 エレベーター (商業施設等営業時間内は利用可能)	 傾斜路	 車椅子使用者用トイレ (多機能) : 車椅子使用者や乳幼児連れ 等広く利用できるトイレ (オストメイト) : オストメイト対応トイレ	 改札内
 エスカレーター			 改札口
			 百貨店入口
 生活関連経路		 準生活関連経路	 主な有人改札 (改札内E V利用可)

■生活関連経路図（地下）



凡 例	
	生活関連経路
	準生活関連経路
	主な有人改札 (改札内E V利用可)
	改札口
	エレベーター
	エレベーター（施設内）
	エスカレーター
	施設入口
	敷地境界（地上部）

4. 特定事業

1) 移動等円滑化に関する主な基準等

バリアフリー法では、各施設設置管理者等はバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準やガイドライン、東京都福祉のまちづくり条例等、地方公共団体が定める記載事項の内容に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、特定事業等の実施にあたっては、これらの基準等を踏まえ、取り組みを進めていくことが基本となります。

■移動等円滑化に関する主な基準・ガイドライン

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 30 年 9 月改正)
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 (道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月 (平成 30 年 11 月改正)
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月 (平成 30 年 3 月改正)
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月 (平成 30 年 3 月改正)
		公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン	国土交通省 平成 30 年 5 月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (平成 29 年 3 月改正)

■都・区の条例、規則他

種別	項目	名称	所管など/作成年月
条例・その他	公共交通 ・道路・公園 ・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 ・同施行規則・施設整備マニュアル（平成 26 年版）	東京都 平成 7 年 3 月 （平成 21 年 3 月改正） 施行規則：平成 8 年 6 月 （平成 31 年 4 月改正）
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例・同施行規則	東京都 平成 24 年 12 月
		豊島区が管理する特別区道の構造の技術的基準等を定める条例 ・豊島区移動等円滑化のために必要な特別区道の構造に関する基準を定める規則	豊島区 平成 25 年 3 月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		豊島区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例・同施行細則	豊島区 平成 25 年 3 月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 （建築物バリアフリー条例）	東京都 平成 18 年 12 月
		豊島区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則	豊島区 平成 12 年 6 月 （平成 27 年 6 月改正）
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐 車 場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
	その他	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	東京都 平成 30 年 10 月
		豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	豊島区 平成 28 年 5 月

2) 移動等円滑化の考え方

旧基本構想では、地区の課題を踏まえてより効率的・効果的な整備を実現するため、複数の事業者が連携して取り組む事項として「基本整備方針」を定め、全ての事業者で共有しました。それぞれの整備実施の際には、「基本整備方針」の考え方に則り、連続性・整合性の高い整備を実施することとして、特定事業を推進してきました。

本基本構想の検討にあたり、住民部会で整理した課題を従来の「基本整備方針」に反映し、さらにソフト対策や人的対応・心のバリアフリーの取り組みも含め、バリアフリー化に向けて事業者が留意すべき事項や連携して取り組むべき事項を再整理し、「移動等円滑化の考え方」として取りまとめました。

バリアフリー化の推進に向けては、視覚障害者誘導用ブロックやサイン整備のように多くの事業者に共通する内容と、事業種類別に固有の内容があると考えられます。そこで、以下の項目別に留意すべき事項を整理し、各事業者で共有を図りました。

各事業者は下表に基づき、該当する項目について確認し、留意事項を踏まえた特定事業の設定に向けて検討を行いました。

■移動等円滑化の考え方 特定事業種類別対応表

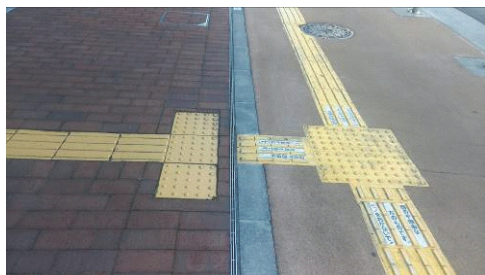
項目		該当する特定事業種類					
多くの事業者 に共通する事項	視覚障害者 誘導用 ブロック	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	サイン等の 案内整備	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	聴覚障害者 対応	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	垂直移動 設備	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	トイレ	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	駐輪・喫煙 ・障害物	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	非常時対応	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	人的対応・ 心のバリア フリー	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
事業種類 別に固有の事項	公共交通	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	道路・ 交通安全	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	都市公園	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	路外駐車場 ・建築物	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物

次に示す移動等円滑化の考え方には、住民部会等の意見などを反映しており、各移動等円滑化ガイドラインや、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等には記載のない事項も含まれています。

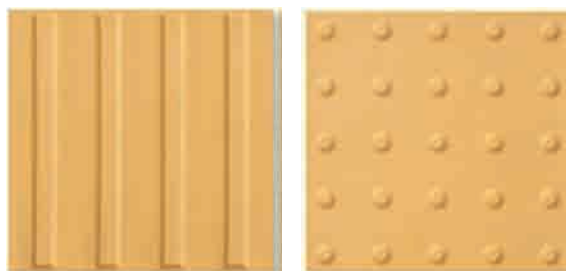
(1) 多くの事業者に通ずる事項

■視覚障害者誘導用ブロック

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
視覚障害者 誘導用 ブロック	基本的な仕様	- 形状・寸法：JIS T9251 規格に合わせたものとする。 - 材質：十分な強度を持ち、滑りにくいものとする。（鋳タイプは避ける） - 色彩：公共的通路では、黄色を原則とする。 ただし、周辺の床材・舗装との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、黄色以外でも可とする。				
		敷設方法・留意事項				
		事業者間の連携				
		当事者意見を踏まえて検討				



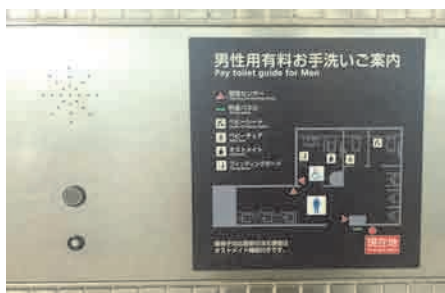
道路と施設出入口のブロックを連続させた例



JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックのイメージ

■サイン等の案内誘導

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
サイン等の案内誘導	・【駅・通路・駅前広場・駅周辺道路】池袋ターミナル案内サインガイドライン（2018年5月改定）に従い、案内サインを整備・運用・管理する。 ・豊島区案内誘導サインガイドライン（2019年5月策定予定）に従い、案内誘導サインを整備・運用・管理する。 ・JIS規格に定められたピクトグラムまたは標準案内図記号を基本とし、駅や施設内のバリアフリー経路やバリアフリー設備等についてわかりやすく案内を表示する。 ・文字が読み取りにくい配色を使わない、隣り合う色との明度差を確保する、色の違いのみでしか判断できない情報としないなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する。 ・利用者の動線に合わせてわかりやすい位置・高さ・文字の大きさで情報提供し、光の反射などで情報が読み取りにくくならないように留意する。 ・下記について、各施設の利用状況に応じた音声・音響案内を充実させる。一方で、音情報が過多にならない、干渉しないように留意する。 →改札口、主要な出入口（駅・施設）、トイレ、エレベーター、エスカレーター ・必要に応じてバリアフリー情報をまとめたパンフレットやマップを作成するなど、適切に情報提供することが望ましい。					
基本的な事項	・【駅・通路】主要改札前～分岐点～出入口エレベーターまでのバリアフリー案内の連続性とわかりやすさを確保する。 ・【駅周辺道路・駅前広場】近くの歩道等からエレベーターのある駅出入口の案内がわかりやすいように留意する。 ・サイン等の案内誘導は、当事者の意見を反映した継続的な改善を図ることが望ましい。					
個別の整備・留意事項	・【駅】複数の改札口が隣接する箇所（池袋駅中央通路等）では、他事業者と混同しない音声案内の方法を検討する。（豊島区・鉄道事業者） ・【駅・通路】池袋駅から屋外への移動について、民間商業施設内のエレベーター利用も想定し、利用可能時間や動線について、鉄道事業者と民間商業施設が連携してわかりやすい案内となるよう留意する。 ・新たに重要な施設やエレベーター等が整備された場合は、状況に合わせて情報を更新する。 ・生活関連経路内にあるエレベーターへの案内誘導を充実させる。 ：サンシャインシティエレベーター、ライズシティエレベーター等					
事業者間の連携						



音声案内付き触知案内図



運転時間を示したエレベーター



エレベーターへの誘導案内

■聴覚障害者等の利用に留意した対応

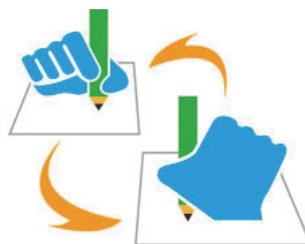
項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
聴覚障害者等の利用に留意した対応	基本的な事項 ・近年の技術の進歩に関する情報収集をしながら、通常時、非常時それぞれについて、聴覚障害者の情報保障やコミュニケーションを支援するための仕組みやツールを整える。(対話支援機器・ホール等での集団補聴機器、音声文字情報に変換するツールの採用等)。 ・視覚的情報を提供可能な「電光掲示板」等の拡充を図る。 ・人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を耳マークや筆談マークなどで掲示する。 個別の整備・留意事項 ・手話通訳が可能な体制を整えることが望ましい。手話対応が可能な場所では手話マークを掲示する。 ・券売機や駐車場、エレベーターなど、緊急時にインターホンで対応する設備について、聴覚障害者の利用に留意した対応を検討する。 ・トイレや会議室について、緊急事態がわかるフラッシュライトを設置することが望ましい。 ・火災時に視覚的に避難方向がわかるようフラッシュライト等で誘導することが望ましい。					



耳マーク



手話マーク



筆談マーク



対話支援機器

※耳マークは一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が利用と管理を進めているもの。

手話マーク・筆談マークは一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定し、普及を進めているもの。



窓口の待ち人数がわかる電光掲示板



緊急事態がわかるフラッシュライトと説明表示（トイレ）

■ 垂直移動設備

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
垂直移動設備	基本的な事項	・利用実態や目的に合わせた<u>十分な大きさ、基数</u>のエレベーターを確保する。 ・主要な動線から<u>大きなう回が生じない位置</u>にエレベーターを整備する。 ・障害者対応のエレベーター設備の導入を推進する。 →<u>障害者用押ボタン（開延長機能）、点字または浮彫ボタン、足元が確認できる鏡、聴覚障害者がコミュニケーションを図れるガラス窓、音声案内等の改善等</u> ・弱視者等に配慮し、エレベーターホールは<u>適切な照度</u>を確保する。 ・階段は<u>両側に連続的に手すり</u>を設置し、行き先を示す<u>点字</u>を表示する。 ・階段は高齢者や視覚障害者等が段差を識別しやすいよう<u>段鼻を強調</u>する。				
		・スルー型エレベーターの開放方向を、よりわかりやすく案内する。 ・エレベーターの昇降方向を、よりわかりやすく案内する。 ・利用実態に合わせて障害者やベビーカー利用者などが<u>優先利用</u>できるエレベーターを確保し、利用ルール・マナーについて周知・啓発を図る。 ・池袋駅東口（明治通りの池袋駅側）において、<u>初終電対応のエレベーターの増設</u>を検討する。 ・停電時に避難動線となる階段については、非常用電源や蓄光テープの活用などにより、停電時の段の視認性を確保することが望ましい。 ・主要な動線となるエスカレーターは可能な限り<u>上りと下りの両方</u>を設けることが望ましい。 ・状況に応じ、垂直移動の補助となるエスカレーターの増設を検討する。 (豊島区・ISP 等)				



車椅子・ベビーカー優先エレベーター



踊り場まで連続した手すりや点字が設置された階段

■ トイレ

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
トイレ全般	基本的な事項	・利用実態に合わせた十分な個数の便房（一般・車椅子対応）を確保する。 ・車椅子使用者用トイレに利用が集中しないよう、一般便房にベビーカーでも入れる広めのブースやオストメイト対応設備、乳幼児用設備を設けるなど、機能分散を図る。 ・利用実態に合わせ、多様な性自認・性的指向の人や異性介助に配慮した男女共用トイレを確保することが望ましい。 ・聴覚障害者に非常時を知らせるフラッシュライト等を設置することが望ましい。 ・適切に維持管理を行うとともに、清潔を保ち、機能が損なわれないよう留意する。				
車椅子使用者用トイレ	個別の整備・留意事項	・車椅子使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。 ・車椅子使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする。（できるだけ自動扉とし、車椅子使用者が押しやすい位置にボタンを配置することが望ましい） ・車椅子使用者が利用しやすい便座の高さや洗面台の高さに留意する。 ・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドを設置することが望ましい。 ・便器洗浄ボタンや紙巻器などの位置を JIS S 0026 規格に合わせて統一することが望ましい。				
一般トイレ	留意事項	・個々の便房はドアの開閉に不便を感じない、ゆったりとした大きさを確保することが望ましい。 ・各便房の空き状況が視覚的にわかるように留意する。 ・男女トイレそれぞれに乳幼児用設備を設ける（ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台）。 ・利用実態に合わせ、子ども用トイレの設置を検討する。				



大型ベッドが設置された車椅子使用者用トイレ



一般トイレ内への乳幼児用設備の設置

■駐輪場・喫煙所・障害物

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
駐輪場	基本的な事項	・利用しやすい場所に 駐輪場 の設置を検討するとともに、 敷地内通路や周辺道路に駐輪されない ように利用者への啓発を行う。				
喫煙所		・歩行者等の安全確保を図るため、 喫煙所利用者マナーの啓発 に努める。				
路上障害物		・ 路上の障害物 （放置自転車、立て看板等）については、道路管理者、交通管理者、地元団体等の各関係者が 協働して撤去 する。				

■非常時対応

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
非常時対応	基本的な事項	・災害発生時などに、高齢者・障害者を含む多様な利用者が施設を利用することに留意し、設備や備蓄の確保、音声・文字・光等による情報提供、人的対応などの対策を検討する。				

■人的対応・心のバリアフリー

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
人的対応・心のバリアフリー	基本的な考え方	・障害の社会モデルの考え方を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるソフト対策や人的対応のさらなる充実を図る。				
	個別の留意事項	・出入口から案内所までの視覚障害者誘導用ブロックを整備し、案内所からは人的サポートが受けられるなど、施設整備と人的対応が連動した誘導の仕組みを整える。 ・受付、窓口、案内所などに筆談具、老眼鏡、対話支援機器、コミュニケーションボードなどを導入し、利用者とのコミュニケーションが円滑にできるよう配慮するとともに、これらの支援機器があることをわかりやすく表示する。 ・各施設で利用者に接する一人ひとりが障害への理解を深めるとともに、利用者への適切な案内やサポートができるよう職員研修などを行う。 ・施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用、車椅子使用者用駐車場を利用しないなど）について、利用者への周知・啓発を行う。				



優先トイレの表示と一般トイレへの誘導案内

(2) 事業種別に固有の事項

■公共交通（旅客施設・車両）

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
券売機	個別の整備・留意事項	・ 蹴込み付き券売機 の整備を推進する。				
ホーム		・ ホームドア・可動式ホーム柵 の整備を推進する。				
停留場		・ 停留場ホームへのスロープの勾配を改善する。 ・ 固定式 ホーム柵 を設置する。				
バス車両		・ 車両のバリアフリー化を図る。				
タクシー		・ 福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。				

■道路・交通安全

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
歩車道境界の段差の構造	個別の整備・留意事項	・ 歩道と車道間の段差については、車椅子等使用者、視覚障害者等の全ての人が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できる構造とする。 ・ 構造は、利用者（車椅子使用者、視覚障害者等）の意向を確認し、これを踏まえ検討する。 ・ 重点整備地区内では、一定の構造となるよう努める。				
交差点		・ 生活関連経路を構成する交差点においては、バリアフリー対応信号機を導入し、横断歩道には、エスコートゾーンの整備を推進する。 ・ 整備にあたっては、関係者（道路管理者及び交通管理者等）による十分な調整を図り、安全施設が十分に機能するように留意する。 ・ 防護柵等の道路施設及び信号機等の交差点設備の整備にあたっては、それぞれの機能を阻害しないよう、管理者間において十分な調整を図る。 ・ 既存施設で、連携が不十分なものについては、両者の調整により改善を図る。				



不統一な段差構造の解消

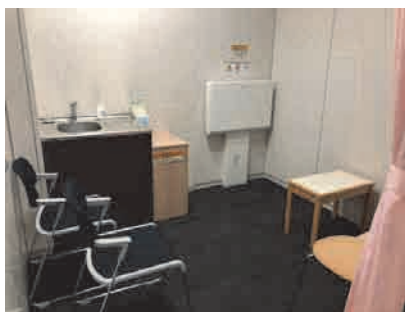
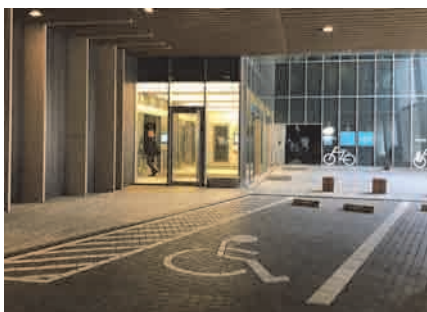
バリアフリー対応信号機の例

■都市公園

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
出入口	個別の整備・留意事項	・車両の進入を防止しつつ、 利用しやすい柵 （柵の間隔や配置等への配慮）を採用する。				
園路		・がたつきがなく、滑りにくい舗装にする。 ・公園内の各施設や、非常時の集合場所となる広場等までの連続したバリアフリー経路を確保する。				
その他の設備		・日陰となる場所やベンチ等の 休憩施設 を設置する。 ・車椅子使用者等が利用しやすい構造の 水飲み場 を設置する。				

■路外駐車場・建築物

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
建築物（出入口）	個別の整備・留意事項	・ ガラス扉の衝突防止 対策を行う。 ・足ふきマットはつまずきにくいよう固定し、視覚障害者誘導用ブロックを覆わないよう留意する。				
通路		・主要な動線となる通路に手すりを設置し、点字表示による情報提供を行う。 ・主要な動線となる通路では、弱視者等に配慮し 適切な照度 を確保する。 ・商品などが通路を狭めたり、視覚障害者誘導用ブロックの利用の妨げとならないよう留意し、 テナント等への指導 を行う。				
窓口・案内所		・車椅子でも使用できる ローカウンター を設ける。 ・窓口には杖ホルダーを設けることが望ましい。				
駐車場・車寄せ		・ 車椅子使用者が利用しやすい （広いスペースの確保・出入口に近い・上屋の設置） 駐車場 を確保することが望ましい。 ・出入口付近に安全に乗降できる車寄せを確保することが望ましい。				
その他の設備		・ 授乳及びおむつ替え のできる場所を設けることが望ましい（お湯の提供やミルクを冷ます設備、男性も気兼ねなく利用できる配慮があると望ましい）。 ・利用者が 休憩できる場所 を確保することが望ましい。				



出入口に近い車椅子使用者用車寄せ おむつ替えもできる授乳室

休憩場所の確保

3) 特定事業及びその他の事業について

(1) 特定事業とは

特定事業は、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を具体化するためのメニューです。障害者差別解消法においても、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための事前的改善措置として、バリアフリー法に基づくハード・ソフト両面の環境整備を推進することが期待されています。今後は、この事業メニューについて各事業者が特定事業計画を作成し、事業を計画的に実施していきます。

① 特定事業の区分

バリアフリー法において、特定事業は下記のとおり区分されます。

区分	内容	対象事業者
I. 公共交通 特定事業	・ 旅客施設内において実施する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業 ：エレベーター、エスカレーター等 ・ 上記に掲げる事業に伴う旅客施設の構造の変更に関する事業 ・ 特定車両（軌道車両、乗合バス）に関する移動等円滑化のために必要な事業 ：車両の低床化等	<鉄道事業者> ・ 東日本旅客鉄道(株) ・ 西武鉄道(株) ・ 東武鉄道(株) ・ 東京地下鉄(株) <軌道事業者> ・ 東京都交通局 <バス事業者> ・ 東京都交通局 ・ 東京バス協会 <タクシー事業者> ・ (公財)東京タクシーセンター
II. 道路特定 事業	・ 道路における移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業 ：歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等 ・ 移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業 ：歩道の拡幅、路面の構造の改善等	・ 東京都 第四建設事務所 ・ 豊島区 区道管理者 ・ 豊島区 環境保全課
III. 交通安全 特定事業	・ 移動等円滑化のために必要な信号機等の設置に関する事業 ：高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示等 ・ 移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業 ：違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等	・ 池袋警察署 ・ 目白警察署 ・ 巣鴨警察署
IV. 都市公園 特定事業	・ 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設※の整備に関する事業 ※特定公園施設：園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識	・ 豊島区 公園緑地課

区分	内容	対象事業者
V. 路外駐車場 特定事業	・ 特定路外駐車場※において実施する、移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業 ： 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設等 ※特定路外駐車場：駐車の用に供する部分の面積が 500 ㎡以上で、駐車料金を徴収するもの	・ (株)池袋ショッピングパーク ・ 東武ビルマネジメント (株) ・ (株)サンシャインシティ
VI. 建築物 特定事業	・ 特別特定建築物※の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設※の整備に関する事業 ・ 特定建築物※（その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 ※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの ※特定建築物：多数のものが利用する政令で定める建築物又はその部分（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等） ※建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等	<公共建築物> ・ 豊島区 施設管理者 ・ 東京都 施設管理者 <民間建築物> ・ (株)そごう・西武 ・ (株)東武百貨店 ・ (株)パルコ ・ (株)池袋ショッピングパーク ・ (株)サンシャインシティ ・ (株)ジェイアール東日本ビルディング ・ 豊島郵便局 ・ 東京建物(株) ・ ライズシティ池袋全体管理組合 ・ アウルタワー全体管理組合
VII. その他の 事業	・ 生活関連施設、生活関連経路に関する事業のうち、特定事業に該当しないもの ： 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備 ： 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備 ： サインによる情報提供の充実 等	・ 西武鉄道(株)

②実施予定期間

実施時期について、下記のとおり設定します。

【短期】：2 年以内（2020 年度まで）に実施する

【中期】：5 年以内に実施する

【長期】：関係者との協議・調整により、十分な事業内容の検討が必要機会をみて整備を検討する

【継続】：時期を問わず、事業期間を通して継続的に取り組む

(2) 特定事業及びその他の事業

各事業者別に特定事業及びその他の事業を示します。

① 公共交通特定事業

< 鉄道事業者 >

池袋駅（東日本旅客鉄道(株)）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。 ● 中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。			●	
③	聴覚障害者等対応	● 聴覚障害者の緊急時のコミュニケーションのため、人的対応の充実に努める。				●
④	垂直移動設備	● 東口での初終電対応エレベーター新設時の施工に対して協力する。 ● エレベーター新設時には、関係者との連携により、池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、案内誘導の充実に図る。			●	
⑤	券売機	● 各切符売場において、改修時等に合わせ蹴込みを設置する。			●	
⑥	ホーム	● ホームドアを設置する。※山手線は設置済み			●	
⑦	人的対応・心のバリアフリー	● 声かけ・サポート運動を実施する。				●
⑧	人的対応・心のバリアフリー	● バリアフリー対応マニュアルを配布・活用して社員教育を実施する。				●

池袋駅（西武鉄道（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づきサインを改善する。	●			
②	聴覚障害者等対応	● 聴覚障害者の緊急時のコミュニケーション方法を確保する。（券売機、トイレ）				●
③	聴覚障害者等対応	● 改札口に簡易筆談器を設置する。				●
④	垂直移動設備	● 各ホームへのエレベーターの設置、もしくは、関係者との連携により東口への初終電対応エレベーターの新設を検討する。 ● エレベーター新設時には、関係者との連携により、池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、案内誘導の充実を図る。			●	
⑤	人的対応・心のバリアフリー	● 駅係員の案内やサポート、声掛けなどの人的対応を充実する。				●
⑥	人的対応・心のバリアフリー	● 多様な利用者への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●

池袋駅（東武鉄道（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 改修時等に合わせ、移動等円滑化の考え方及び公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、改修を検討する。		●		
②	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
③	サイン等の案内誘導	● 改修時等に合わせ、移動等円滑化の考え方及び公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、音声案内方法を検討する。 ● 中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。		●		
④	聴覚障害者等対応	● 改修時等に合わせ、緊急時にインターホンで対応する設備等の聴覚障害者対応を検討する。			●	
⑤	トイレ	● 多機能トイレに自動扉や大型ベッドの設置、男女それぞれの一般トイレにベビーチェアを設けるなど、移動等円滑化の考え方等を踏まえた改修を行う。（南口）	●			
⑥	ホーム	● ホームドアを設置する。 ※1～3 番ホームは設置済み	●			
⑦	人的対応・心のバリアフリー	● ポスター掲示等により、利用者への心のバリアフリーの普及啓発を行う。				●
⑧	人的対応・心のバリアフリー	● 多様な利用者への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●

池袋駅（東京地下鉄（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 改修時等に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、有人改札への誘導を検討する。			●	
②	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
③	サイン等の案内誘導	● 周辺の地下通路出入口（上屋等）を利用し、エレベーターの位置案内を充実させる。 ● 出入口(上屋)を活用し、メトロ以外の路線案内の設置を検討する。（腰壁等） ● （タカセ前エレベーター地上部分）	●			
④	サイン等の案内誘導	● 改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。（改札口、改札内外トイレ・エレベーター） ● 中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。		●		
⑤	サイン等の案内誘導	● 東口での初終電対応エレベーター新設時には、関係者との連携により、池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、案内誘導の充実を図る。			●	
⑥	聴覚障害者等対応	● 聴覚障害者の緊急時のコミュニケーションのため、人的対応の充実に努める。				●
⑦	トイレ	● 駅改良時等に合わせ、トイレ内通路に手すりを設置する。（丸ノ内線地下通路）			●	
⑧	券売機	● 改修時等に合わせ、蹴込みを設置する。	●			
⑨	人的対応・心のバリアフリー	● 注意喚起等により、視覚障害者の通行の妨げにならないよう、施設利用者に対して配慮を継続的に呼びかける。				●
⑩	人的対応・心のバリアフリー	● 多様なお客様への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●
⑪	人的対応・心のバリアフリー	● サービス介助士資格の全駅社員取得を推進する。				●
⑫	人的対応・心のバリアフリー	● ポスター掲出等により、ヘルプマークの周知を行う。				●

東池袋駅（東京地下鉄（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 「当駅」の位置がわかりやすい路線図の作成を検討する。（券売機周辺）		●		
②	サイン等の案内誘導	● 緊急時に、音声や視覚情報による適切な情報提供を行う。				●
③	サイン等の案内誘導	● 移動等円滑化の考え方にに基づき、適切な音声・音響案内方法を検討する。		●		
④	サイン等の案内誘導	● ホームドアの両側での点字案内の設置を実施する。	●			
⑤	聴覚障害者等対応	● 当事者の意見を踏まえ、聴覚障害者とのより良いコミュニケーション方法を研究する。				●
⑥	垂直移動設備	● 都電との乗り換えのための、垂直移動の利便性向上を図る。（関係者との連携による地上⇄改札階のエレベーター増設）		●		
⑦	トイレ	● 子ども連れの利用者に対応する一般トイレの充実を図るとともに、健常者による多機能トイレの利用については、配慮を呼びかける。		● 機能充実		● 配慮 呼びかけ
⑧	券売機	● 改修時に合わせ、視覚障害者が利用しやすい券売機の設置を検討する。	●			
⑨	人的対応・心のバリアフリー	● 多様なお客様への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●
⑩	人的対応・心のバリアフリー	● サービス介助士資格の全駅社員取得を推進する。				●
⑪	人的対応・心のバリアフリー	● ポスター掲出等により、ヘルプマークの周知を行う。				●

<軌道事業者>

東京さくらトラム（都電荒川線） 東池袋四丁目停留場、都電雑司ヶ谷停留場（東京都交通局）

No	項目	特定事業（案）	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	停留場（ホーム）	● 補助 81 号線の整備に合わせて新設する停留場ホームへの、固定式ホーム柵の設置を検討する。		●		
②	停留場（スロープ）	● 補助 81 号線の整備に合わせて新設する停留場のスロープを適切な勾配で設置する。		●		

＜バス事業者＞

バス（東京都交通局）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	停留所等	● 豊島区本庁舎へのアクセス向上を図るため、環状5の1号線整備の状況に合わせて、関係機関と調整を行う。			●	
②	人的対応・心のバリアフリー	● 運転手の接遇向上、機器操作の習熟について、研修等を通じて、今後とも継続的に取り組んでいく。				●
③	人的対応・心のバリアフリー	● ヘルプマークの配布、ポスター、ステッカーの掲示等により心のバリアフリーの普及啓発を行っていく。				●

バス（東京バス協会）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	車両	● ノンステップバスやワンステップバス等、誰にも乗り降りしやすいバス車両の導入を促進する。				●
②	ソフト対応	● 障害者団体との情報交換会等を通して、高齢者・障害者輸送の充実を図る。				●

タクシー（（公財）東京タクシーセンター）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	人的対応・心のバリアフリー	● バリアフリー対応・ユニバーサルドライバー研修を実施し、タクシー運転者のバリアフリー対応の充実を図る。				●

②道路特定事業

都道（東京都 第四建設事務所）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	歩車道境界の段差の構造	● 路面補修工事や既設歩車道境界ブロックの更新工事を実施する際には、関係者（区、利用者）と調整し、できる限り地区内で共通の構造等とする。（東急ハズ前交差点の交通島部分 他）	● ハズ前			●
②	路上障害物	● 関係者との連携により、放置自転車を取り締まる。				●
③	交差点	● 駅前広場前の交差点改良について、環状5の1号線地下道路の整備後、将来の交通量等を踏まえ検証し、区と連携の上検討する。			●	

区道（豊島区 区道管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 生活関連経路においては、道路改修時等に合わせ、誘導ブロックを計画的に敷設する。 （※平成26年拡大エリア）				●
②	視覚障害者誘導用ブロック	● 関係者と調整し、道路から歩道状空地や街区内通路、施設出入口等へのブロックの連続性を確保する。 （補助176号線）		●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 利用者の視点に立ち、適切な敷設方法を検討する。				●
④	視覚障害者誘導用ブロック	● 生活関連経路の誘導ブロックを継続的に維持管理する。				●
⑤	サイン等の案内誘導	● 現在地や主要目的地の位置情報をわかりやすく提供する。	●			
⑥	道路整備	● Hareza 池袋周辺道路の歩道を確保し、移動等円滑化の考え方に基づき整備を行う。	●			
⑦	道路整備	● 造幣局跡地周辺の歩道を確保し、移動等円滑化の考え方に基づき整備を行う。 （特別区道41-340、補助176号線）	●	●		
⑧	道路整備	● 無電柱化により歩行者の通行の安全を確保する。 （特別区道41-340、補助176号線）		●		
⑨	道路整備	● 池袋西口公園前の歩道やバス停付近（生活関連経路）は、ピンコロ舗装を改め、通行しやすい舗装に改善する。	● 一部		●	

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
⑩	道路整備	● 環状5の1号線の開通に合わせ、歩道拡幅を含めた大規模な改修を検討する。 (区役所本庁舎西側道路)			●	
⑪	道路整備	● 歩行者空間の拡大に努める。(東通り)			●	
⑫	道路整備	● 池袋副都心交通戦略に鑑み、自転車利用経路や自転車通行帯等の設置を検討する。 (グリーン大通り)			●	
⑬	歩車道段差	● 地区内で共通の構造となるよう努める。				●
⑭	歩車道段差	● 適切な段差構造となるよう努める。その際には、関係者と調整の上、地区内で共通の構造となるよう対応する。(東池袋中央公園前交差点周辺)			●	
⑮	路上障害物	● 交通管理者と連携し、安全対策を検討する。 (信号柱と横断歩道の位置の調整) (東急ハズ前交差点)			●	
⑯	路上障害物	● 関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)を取締まる。(土木管理課)				●
⑰	路上障害物	● 関係者との連携により、路上の放置自転車の撤去・移動を実施する。(土木管理課)				●
⑱	人的対応・心のバリアフリー (マナー啓発)	● 関係者との連携により、自転車利用者に歩行者への配慮を呼びかける(車道寄りの走行等)。 (グリーン大通り)				●
⑲	人的対応・心のバリアフリー (マナー啓発)	● 小中学校での交通安全教室、高齢者等を対象とした講習会、自転車安全利用キャンペーンなど、マナー啓発に努める。(土木管理課)				●
⑳	その他	● 整備の進捗に応じて、協議会(住民部会含む)等との意見交換や現地確認等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。 (特別区道 41-340、補助 176 号線)	●	●		

道路(豊島区 環境保全課)

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	路上喫煙者対策	● 路上喫煙の防止及び環境美化を図るため、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを実施する。				●
②	路上喫煙者対策	● 巡回パトロール員により路上喫煙者への注意と指導を実施し、喫煙者マナーの啓発に努める。				●

③交通安全特定事業

池袋警察署、目白警察署、巣鴨警察署

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	交差点	● 生活関連経路において、バリアフリー対応信号機の設置を推進する。		●		
②	交差点	● 生活関連経路には、エスコートゾーンを設置する。		●		
③	交差点	● 横断歩道の距離を考慮し、誰もが安心して横断できるよう、適切な信号サイクルを検討する。 (明治通り・グリーン大通り・東池袋交差点)	●	●	●	継続検討・随時実施
④	交差点	● 音響用ボタンの位置がわかるよう音声案内装置(小型発信機と連携したシステム含む)の導入を検討する。(グリーン大通り) ● 音響用押しボタンの設置位置については、道路管理者と十分に連携を図る。	●	●	●	実施に向けて検討
⑤	交差点	● 利用者の妨げにならないよう、道路管理者(区)と調整の上、信号柱または柵を適切な位置に移設する。	●	●	●	継続検討・随時実施
⑥	路上障害物	● 関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)の取締りに努める。 (区と連携した合同パトロール、地元住民を交えた環境浄化パトロール等の実施)				●
⑦	自転車利用	● 関係者との連携により、自転車利用者に歩行者への配慮を呼びかける(車道寄りの走行等)。				●
⑧	自転車利用	● 児童・生徒及び地域住民を対象とした自転車マナー講習を実施し、啓発を行う。				●

④都市公園特定事業

中池袋公園（豊島区 公園緑地課）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 移動等円滑化の考え方や区民意見を反映し、Hareza 池袋の一部として多様な利用のされ方に配慮した公園を整備する。	●			
②	全体	● 都市公園移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例を踏まえ施設整備を行う。	●			
③	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
④	その他の設備	● 園内での滞在と移動のしやすさのバランスに留意し、需要に合った休憩スペースを確保する。	●			
⑤	人的対応・心のバリアフリー	● 指定管理者と協力し、賑わいと安全が両立した運営・維持管理を行う。				●

池袋西口公園（豊島区 公園緑地課）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 移動等円滑化の考え方や区民意見を反映し、多様な利用のされ方に配慮した公園を整備する。	●			
②	全体	● 都市公園移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
③	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
④	聴覚障害者等対応	● イベント時等の聴覚障害者への情報保障について、ステージ上スクリーンが有効に活用されるよう、イベント主催者等への働きかけを行う。				●
⑤	トイレ	● トイレ等の設備の維持管理に努める。				●
⑥	非常時対応	● ステージ上スクリーンを活用し、非常時の情報提供を行う。				●
⑦	その他の設備	● バリアフリー化された手洗い・水飲み場を設置する。	●			

(仮称) 造幣局地区防災公園 (豊島区 公園緑地課)

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 都市公園移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 整備の進捗に応じて、協議会（住民部会含む）等との意見交換や現地確認等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道状空地や街区内通路が生活関連経路に設定されていることを踏まえ、関係者と調整し、道路から通路、主要な公園施設等へのブロックの連続性を確保する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● バリアフリー情報の提供を検討する。（サインやパンフレット、マップ、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ等）	●			
⑤	非常時対応	● 災害発生時などに、高齢者・障害者を含む多様な利用者が施設を利用することに留意し、設備や備蓄の確保、音声・文字・光等による情報提供、人的対応などの対策を検討する。	●	●		

東池袋公園・東池袋中央公園・日の出町公園 (豊島区 公園緑地課)

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	トイレ	● 利用者の意見を踏まえ、必要な機能を検討し、改修時等に合わせ改良する。	●			
②	出入口	● 車両の進入を防止しつつ、利用しやすい柵（柵の間隔や配置等への配慮）への改修を検討する。		●		
③	園路	● 改修時等に合わせ勾配を解消するとともに、不要な段差の解消を検討する。（東池袋中央公園）		●		

⑤路外駐車場特定事業

池袋東口公共地下駐車場 ISP パーキング（(株) 池袋ショッピングパーク）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	垂直移動設備	● 将来的な駅前広場の改修等に合わせ、誰もが使いやすい垂直移動手段の確保に努める。			●	
②	人的対応・心のバリアフリー	● 心のバリアフリーに関する講習を適時実施する。				●

池袋西口都市計画公共地下駐車場（東武ビルマネジメント（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	垂直移動設備	● 運営時間を通して利用できる駐車場～地上間の垂直移動手段の確保に努める。			●	

サンシャインシティ駐車場（(株) サンシャインシティ）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● バスターミナル内の歩道のバス乗降部に誘導ブロック設置を検討する。	●			
②	駐車場	● 身障者専用スペースの増設（増設後 22 台）・思いやりスペース（33 台）の新設を行う。※実施済み。	●			

■その他関係する事項

- ・旧基本構想で位置づけた「駐車場と地上階を結ぶエレベーターの増設の検討」について、検討の結果、建築基準法上の制約のため実施不可能であり、改定基本構想への事業の位置づけは行わない。

⑥建築物特定事業

区有生活関連施設（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体・維持管理	● 建物や設備の改修時には、建築物特定施設及び案内誘導等について、基準に基づきバリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。				●

豊島区立中央図書館・点字図書館（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	トイレ	● 関係者との連携により、利用者の意見を踏まえた、多機能トイレの機能の更新を検討する。			●	

東池袋分庁舎（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 出入口及び建物内通路の誘導ブロックを黄色に変更する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 職員、常駐警備員による視覚障害者等の安全円滑な案内誘導を行う。				●

豊島区本庁舎（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 誘導ブロック等による安全円滑な誘導及びわかりやすいサインにより目的の場所への円滑な誘導を図る。			●	
②	垂直移動設備	● 視覚・聴覚障害者への誘導方法及び災害時等の情報提供の方法について検討する。（エレベーター） ※車椅子対応エレベーター設置済み			●	
③	垂直移動設備	● 安全で利用しやすく、かつ災害時避難を考慮した設備を検討する。（階段）			●	
④	トイレ	● 障害者や高齢者等、誰もがより利用しやすい設備を検討する。 ※多目的トイレ設置済み			●	

Hareza 池袋（芸術文化劇場）（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 新築にあたり、建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● 館内案内、エレベーター及び多目的トイレ等の設置位置を、サインやモニター等の視覚情報により適切に案内する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでのバリアフリー情報や施設利用案内の提供を指定管理者が行う。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を耳マークや筆談マークなどで掲示する。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 手話通訳対応や情報提供装置（聴覚障害者対応）の設置を指定管理者に働きかける。				●
⑧	垂直移動設備	● エレベーターホールは LED 照明を用い、適切な明るさを確保する。	●			
⑨	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（車椅子使用者用押ボタン、カメラ及び字幕表示の設置等）	●			
⑩	トイレ	● 利用実態に合わせて機能分散を図り、十分な個数・機能の便房を確保する。	●			
⑪	駐輪・障害物	● 公開空地や周辺道路に駐輪されないよう、対策や利用者への啓発を行う。				●
⑫	ホール	● 多様な障害のある利用者に柔軟に対応できるよう、可動式の座席やコンセント等の配置に留意する。	●			
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 区民センターと芸術文化劇場で連携し、多様な利用者に配慮した施設の運営や人的対応、非常時の対応等の体制を構築する。				●
⑭	人的対応・心のバリアフリー	● 障害への理解を深め、人的対応の充実を図る。（指定管理者による研修の充実等）				●

Hareza 池袋（区民センター）（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 新築にあたり、建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● 館内案内、エレベーター及び多目的トイレ等の設置位置を、サインやモニター等の視覚情報により適切に案内する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでのバリアフリー情報や施設利用案内の提供を指定管理者が行う。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を耳マークや筆談マークなどで掲示する。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 手話通訳対応や情報提供装置（聴覚障害者対応）の設置を指定管理者に働きかける。				●
⑧	垂直移動設備	● エレベーターホールはLED照明を用い、適切な明るさを確保する。	●			
⑨	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（車椅子使用者用押ボタン、カメラ及び字幕表示の設置等）	●			
⑩	トイレ	● 利用実態に合わせて機能分散を図り、十分な個数・機能の便房を確保する。	●			
⑪	駐輪・障害物	● 公開空地や周辺道路に駐輪されないよう、対策や利用者への啓発を行う。				●
⑫	人的対応・心のバリアフリー	● 区民センターと芸術文化劇場で連携し、多様な利用者に配慮した施設の運営や人的対応、非常時の対応等の体制を構築する。				●
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 障害への理解を深め、人的対応の充実を図る。（指定管理者による研修の充実等）				●

池袋保健所仮庁舎（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 整備の進捗に応じて、協議会（住民部会含む）等との意見交換や現地確認等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道状空地や街区内通路が生活関連経路に設定されていることを踏まえ、関係者と調整し、道路から通路、施設出入口等へのブロックの連続性を確保する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● パブリックスペースには、外国人向けピクトサイン、点字案内板を設置する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● バリアフリー情報の提供を検討する。（サインやパンフレット、マップ、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ等）	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 窓口に老眼鏡、筆談ボードを設置し、筆談ボード等があることをわかりやすく表示する。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 難聴者向け会話支援機を設置する。	●			
⑧	垂直移動設備	● エレベーターには、点字盤、音声案内装置、同時通訳方式インターホンを設置する。	●			
⑨	トイレ	● 誰でもトイレは、オストメイトの方が利用できるよう整備する。	●			
⑩	駐輪場	● 利用しやすい場所に駐輪場の設置を検討するとともに、敷地内通路や周辺道路に駐輪されないよう、駐輪場の管理人を配置し利用者への啓発を行う。	●			●
⑪	その他の設備	● 授乳及びおむつ替えのできる場所を設ける（お湯の提供やミルクを冷ます設備、男性も気兼ねなく利用できる配慮）。	●			
⑫	その他の設備	● ベビーカー置場やキッズスペースを設け、健診に來所する母子の利便性を高める。	●			
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 2 Fフロアには案内人を配備し、多様な利用者のニーズに対応する。				●

都営生活関連施設（東京都 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体・維持管理	● 建物や設備の改修時には、建築物特定施設及び案内誘導等について、基準に基づき、必要に応じてバリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。				●

東京芸術劇場（東京都 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 誘導ブロックや音声、点字によるトイレへの位置案内の導入を検討する。		●		
②	サイン等の案内誘導	● 文字情報システムを活用した適切な情報提供を行う。				●
③	サイン等の案内誘導	● 点字表示のある手すりや音声案内装置の設置による目的地への適切な誘導に努める。		●		
④	垂直移動設備	● 誰もが安全で利用しやすい構造（ガラス窓等）への更新を検討する。			●	
⑤	トイレ	● オストメイト対応設備の設置を検討する。			●	
⑥	その他の設備	● 授乳及びオムツ替えのできる場所の維持管理に努める。 ● ベビーベッドやベビーチェアの維持管理に努める。				●

西武池袋本店（（株）そごう・西武）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 通路に面した各テナントに対し、商品陳列が誘導ブロックに接近しないよう、指導を徹底する。				●
②	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
③	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。		●		
④	サイン等の案内誘導	● 視覚障害者に、エレベーターの移動方向がわかるよう、音声案内の充実を図る。 ※オペレーターのご案内と一部のカゴ内での音声案内により対応している。		●		
⑤	垂直移動設備	● 関係者と連携し、東口での初終電対応エレベーターの新設を検討する。			●	
⑥	垂直移動設備	● 身障者対応エレベーターの導入を推進する。 ※一部身障者対応エレベーターに対応済み。		●		
⑦	人的対応・心のバリアフリー	● 高齢者、障害者等の店舗利用を支援する。				●

東武百貨店（（株）東武百貨店）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。			●	
③	サイン等の案内誘導	● 視覚障害者に、エレベーターの移動方向がわかるよう、音声案内の充実を図る。 ※販売員によるご案内と、一部のエレベーターカゴ内への音声案内装置の設置により対応している。			●	
④	垂直移動設備	● 身障者対応エレベーターの導入を推進する。 ※一部身障者対応エレベーターに対応済み。			●	
⑤	その他の設備	● 改装時等に合わせ、地下通路に接続する場所への休憩スペースの導入を検討する。			●	

東武ホープセンター（（株）東武百貨店）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づきサインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。			●	
③	出入口・垂直移動設備	● 関係者と調整の上、地上出入口階段の破損箇所の改修と、階段両側への手すり設置について検討する。			●	
④	その他の設備	● 改装時等に合わせ、地下通路に接続する場所への休憩スペースの導入を検討する。			●	

パルコ池袋店（（株）パルコ）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。			●	
②	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。			●	
③	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、視覚障害者に、エレベーターの移動方向がわかるよう、音声案内の充実を図る。 ※一部のカゴ内では、音声案内により対応している。			●	
④	垂直移動設備	● 施設更新時等に、身障者対応エレベーターの導入を推進する。 ※一部身障者対応エレベーターに対応済み。			●	

池袋ショッピングパーク（（株）池袋ショッピングパーク）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 移動等円滑化の考え方に基づき、利用者の視点を踏まえながら、音声案内方法を検討する。 ※販売員のご案内により対応している。			●	
③	出入口	● 地下出入口（明治通り歩道上）の段差の解消を図る。			●	
④	出入口	● 将来的な駅前広場や駅の改修に合わせ、中央通路側出入口のスロープ構造の改修を検討する。			●	
⑤	人的対応・心のバリアフリー	● 心のバリアフリーに関する講習を適時実施する。				●

■その他関係する事項

- ・旧基本構想で位置づけた「既設階段へのエスカレーター設置の検討」について、検討の結果、設置は困難（テナントへの影響及び費用が過大）であり、改定基本構想への事業の位置づけは行わない。

サンシャインシティ（(株) サンシャインシティ）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体・維持管理	● 建物や設備の改修時には、基準に基づき、バリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。				●
②	視覚障害者誘導用ブロック	● 生活関連経路においては、移動等円滑化の考え方に基づき、誘導ブロック等の敷設を検討する。 ※館内誘導ブロックについては車椅子・ベビーカー・幼児等への配慮も含めて今後継続して慎重に検討する。			●	
③	サイン等の案内誘導	● 誘導ブロック、音声・音響案内、誘導サインなどにより、案内所等への案内誘導を充実させるよう、検討する。 ※サインリニューアル基本方針を基に、ショッピングセンター（B1～4F）のサインをわかりやすく全面的に見直し済み。 ※館内誘導ブロックについては車椅子・ベビーカー・幼児等への配慮も含めて今後継続して慎重に検討する。			●	
④	サイン等の案内誘導	● バスターミナルの多機能トイレ（優先トイレ）改修時に、入口付近に点字案内の設置を検討する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● 多機能トイレ（優先トイレ）やベビールーム等の設備内容や位置が見やすく、また理解しやすいリーフレットの作成を検討する。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 防災センター窓口2か所に筆談用具等の設置を検討する。	●			
⑦	垂直移動設備	● お客様の垂直移動に配慮し、アルパ西側のエスカレーター1か所（2F⇄3F 上下）の延伸を検討する。	●			
⑧	垂直移動設備	● 弱視者等に配慮し、エスカレーターリニューアル時にステップの照度を上げ、適切な照度を保つよう検討する。※アルパ西入口1か所：実施済み。	●			
⑨	垂直移動設備	● B1 の階段部1か所について手すり及び段差表示の増設を検討する。	●			
⑩	トイレ	● 利用者の利便性に鑑み、多機能トイレ（優先トイレ）の機能を改修時のタイミングで更新する。 ※オストメイト対応、手すりの設置等	●	●	●	継続検討・随時実施
⑪	トイレ	● 子ども連れの利用者に対応して一般トイレの充実を図るとともに、健常者による多機能トイレ（優先トイレ）の利用について配慮を呼びかける。 ※今後も一般トイレの改修に合わせて個室の面積を広げる等機能の充実を検討する。	●	●	●	● 配慮呼びかけ 継続検討・随時実施
⑫	トイレ	● 利用者の利便性に鑑み、館内スペースへの多機能トイレ（優先トイレ）の増設を検討する。 ※一部実施済み。	●			
⑬	障害物等	● 外周部南側歩道の街路灯が歩行者等の妨げにならないように、安全対策を検討する。			●	

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
⑭	障害物等	● 外周部南側歩道について、定期的に警備員が巡回し、安全確保に努める。				●
⑮	非常時対応	● 震災時の避難場所や台風・大雪時の営業時間短縮等の情報を館内の電光掲示板等で提供することを検討する。		●		
⑯	出入口	● アルパ 1F 西出入口の間口を拡張する。※実施済み。	●			
⑰	通路	● リニューアルに伴い、商業ゾーンの主要通路の照度を上げることを検討する。 ※B1～2F は実施済み、残る 3F 検討。	●			
⑱	その他の設備	● 館内各ベビールームをリニューアル及び増設する。 ※B1 授乳室拡張・2F 授乳室の移設リニューアル・3F の授乳室の新設：実施済み。	●			
⑲	人的対応・心のバリアフリー	● 館内にある案内所（5 か所）等に老眼鏡、杖ホルダーの設置を検討する。	●			
⑳	人的対応・心のバリアフリー	● 貸出用車椅子の増台及び、持ち出し、返却場所について自由化を行う。※実施済み。	●			
㉑	人的対応・心のバリアフリー	● ベビーカー貸出し手続き等の簡略化を行う。 ※実施済み。	●			

■その他関係する事項

- ・多機能トイレについて、「多目的トイレ」から「優先トイレ」に名称の変更を実施済み。
- ・旧基本構想で位置づけた「外周部歩道切り下げ部分の適切な勾配への改修の検討」及び「外周部南歩道の適切な勾配への改修、もしくは適切な勾配のスロープ新設の検討」について、検討の結果、構造的改善は不可能であり、改定基本構想への事業の位置づけは行わない。

メトロポリタンプラザ（(株) ジェイアール東日本ビルディング）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 改修時等に合わせ、通路からエレベーターへの誘導ブロックの敷設（1 階、地下 1 階）を検討する。			●	
②	人的対応・心のバリアフリー	● 優先エレベーターの利用者へのマナー啓発に努める。				●

豊島郵便局（豊島郵便局）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から出入口まで、誘導ブロックの連続的な敷設を検討する。（南側出入口）	●			
②	サイン等の案内誘導	● 音声・音響案内による目的地への適切な誘導に努める。			●	
③	人的対応・心のバリアフリー	● 障害者用駐車スペースについて、一般利用者への配慮を呼びかける。				●

Hareza 池袋（オフィス棟シネマコンプレックス）（東京建物（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 新築にあたり、建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●			
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● 入居するテナントへ、館内案内、エレベーター及び多目的トイレの設置位置は、サインやモニター等の視覚情報により適切に案内することを検討するよう働きかける。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● 入居するテナントへ、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでのバリアフリー情報や施設利用案内（アクセスやチケット購入方法等）の提供を働きかける。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 入居するテナントへ、人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を掲示等で対応をするよう働きかける。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 入居するテナントへ、映画上映スケジュール等をモニターで案内し、円滑に安心して利用できるよう働きかける。	●			
⑧	垂直移動設備	● 入居するテナントへ、利用頻度の高いエレベーターホールは、その周辺の照度とのバランスに配慮した適切な明るさを確保するよう働きかける。	●			
⑨	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（車椅子使用者用ボタン、緊急時におけるモニターによる警報表示等）	●			
⑩	トイレ	● 客席数に適した個数のトイレの設置、ロビー階ごとの多目的トイレの設置、一般トイレ内の便房への手すりの設置をするよう入居するテナントへ働きかける。	●			
⑪	駐輪・障害物	● 公開空地に駐輪されないよう、対策や利用者への啓発を行う。				●
⑫	非常時対応	● 緊急時避難について、建物全体としての訓練を実施し、円滑な避難ができる体制づくりを推進する。				●
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 入居するテナントへ、お困りの方々の状況に応じた、サポート対応ができる施設運営体制づくりをめざすよう働きかける。				●
⑭	その他	● 入居するテナントへ、障がい者の方には鑑賞料金の割引制度を設け、利用しやすさに配慮するよう働きかける。				●

ライズシティ池袋（ライズシティ池袋全体管理組合）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 将来の改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、誘導ブロックの仕様等の見直しを検討する。			●	
②	サイン等の案内誘導	● エレベーターへの案内について、移動等円滑化の考え方に基づき、関係者と連携してサイン等の案内誘導の改善策を検討する。			●	
③	垂直移動設備	● 将来の改修時に合わせ、エレベーターの機能の拡充について検討する。 ※身障者対応エレベーター導入済み			●	
④	垂直移動設備	● 地上から東池袋駅エレベーターまでの動線について、手すりの位置等、利用環境の改善策を検討する。			●	
⑤	通路	● 関係者との連携により、弱視者等にも配慮した地下通路の照明設備の適切な運用を検討する。		●		

アウルタワー（アウルタワー全体管理組合）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 将来の改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、誘導ブロックの仕様の見直しを検討する。 (地下及び地上の生活関連経路)			●	

※アウルタワーは区分所有建物のため、特定事業の実施には管理組合総会の承認等の手続きが必要となる。

⑦その他の事業

ビックリガード上空デッキ（西武鉄道（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 池袋駅東西連絡通路（南デッキ）とダイヤゲートとを結び、池袋駅東西移動のバリアフリー化を実現するため、ビックリガード上空デッキの整備を行う。整備にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させる。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
③	サイン等の案内誘導	● 関係者との連携により、近くの歩道等からわかりやすいエレベーターへの案内誘導を検討する。	●			
④	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（カメラ及びガラス窓の設置等）	●			
⑤	垂直移動設備	● 障害者やベビーカー利用者などが優先利用できるよう、利用ルール・マナーについて周知・啓発を図る。				●

5. 心のバリアフリー・人的対応への取り組み

高齢者や障害者、ベビーカー利用の乳幼児連れの方など、誰もが安心して外出できるよう、エレベーターやエスカレーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、ハード面でのバリアフリー化が進んできましたが、その一方で、周囲の人たちの理解や協力がなければ、解消されないバリアもたくさん残っています。

街なかで不便を感じている方々のことを理解し、気遣い、協力できる、そのような社会をつくるためにも心のバリアフリーへの取り組みを推進することはとても重要です。区では、地域保健福祉計画に基づき、心のバリアフリーの普及啓発や人的対応への取り組みを図っていきます。また、民間事業者等も社員研修の実施やソフト対策、人的対応の充実など、多様な取り組みを進めていきます。

1) 区の主な取り組み

(1) ボランティアなどの人材育成と福祉教育、啓発活動の充実

①	●障害者サポート講座の実施 障害者への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験など、障害者への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座を区民ひろば等で開催し、障害者への理解促進並びに交流を図ります。
②	●ボランティア講座＊豊島区民社会福祉協議会 豊島区民社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動推進事業の一環として、入門講座やテーマ別講座、体験講座などを実施し、人材育成を図ります。
③	●福祉体験学習の支援＊豊島区民社会福祉協議会 豊島区民社会福祉協議会のボランティアセンターでは、多くの人が福祉への理解を深めることを目的に、学校の授業や企業の社員研修における福祉体験学習を支援、コーディネートします。
④	●ふくし健康まつり等 世代や障害の有無を超えた区民参加と相互の交流のために「ふくし健康まつり」を開催し、福祉全般についての理解を深めるとともに啓発に努めます。
⑤	●手話講習会 聴覚障害者及び区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤・在学者を対象とした手話技術習得に関する講習会を実施し、手話を通して聴覚障害者等への理解を深めるとともに、登録手話通訳者となる人材の育成を行います。
⑥	●高次脳機能障害、発達障害への理解促進 相談支援業務や区民向けの講演会を実施するほか、普及啓発リーフレットの配布等により、高次脳機能障害や発達障害に対する理解促進を図ります。

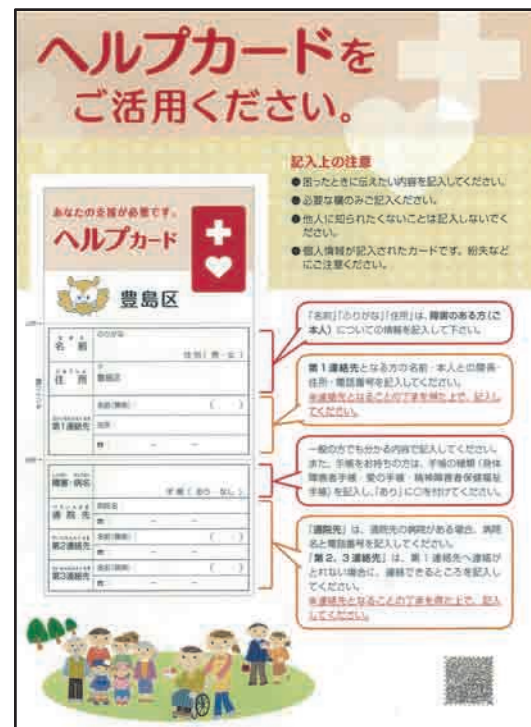
⑦	●認知症サポーター養成講座 地域において、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者（認知症サポーター）になっていただく方を養成する講座を開催しています。講座にはキャラバン・メイト（東京都の「キャラバン・メイト養成研修」を受講し、認知症に関する正しい知識や対処法など、講師となるための研修を修了した方たち）を講師としてお迎えし、認知症の方にやさしいまちづくりを目指します。
⑧	●ヘルプカードの作成・普及 障害者が、困ったときだけでなく、緊急時、災害時に周囲の配慮や手助けを受けたいときに提示します。ヘルプカードの普及に努めるとともに、ヘルプカードの存在を周知するためのリーフレットを作成し区民への啓発に努めます。
⑨	●豊島区障害者防災の手引きの作成 防災に対する意識の向上を図るとともに、一般区民の方向けに障害種別のサポート方法を示し、災害発生時において障害者に対し適切な対応ができるように作成しました。区役所の関係窓口や民間通所事業所、救援センターや町会関係者、学校等に配付しています。
⑩	●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の周知・啓発 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）に基づく、対応要領、豊島区職員向けのマニュアル、豊島区指定管理者及び区業務受託事業者向けのマニュアル、障害者差別解消法の概要に関するリーフレットを作成・配布し、周知・啓発を図っています。
⑪	●手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進 「手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づき、手話が言語であることの理解の促進及び普及並びに各障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進します。これにより区民の理解を深め、障害者の社会参加を推進します。
⑫	●視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業 視覚障害者に対し情報収集や代読・代筆サービスを行うため、ボランティア養成研修会を開催しています。また、実際にボランティア登録した方を豊島区内に住所を有する視覚障害者の自宅等に派遣しています。



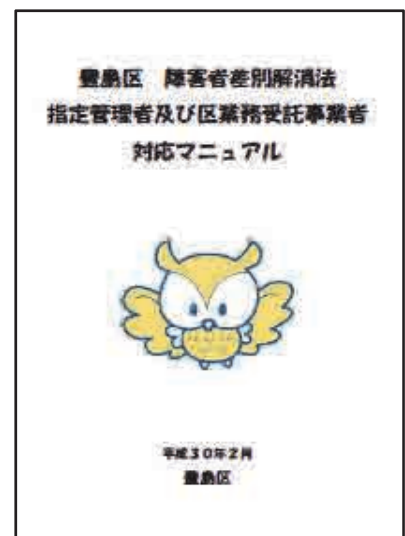
豊島区障害者防災の手引き



アイマスクを利用した疑似体験
～障害者サポート講座より～



ヘルプカードと案内用リーフレット



障害者差別解消法の周知・啓発

(2) ユニバーサルデザインの普及・啓発及びマナー向上

①	●福祉のまちづくりの普及推進 パンフレットや「福祉のまちづくりガイドマップ」などを作成・配布するとともに、必要に応じて更新し、区のホームページ上で公開することにより、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及を図ります。
②	●放置自転車の撤去 駅前周辺で、自転車の安全利用と放置自転車解消のためのキャンペーン活動を行います。 また、歩道上に放置された自転車の撤去・移動活動を継続的に行い、歩行者の通行の安全を確保するとともに、自転車駐車場の整備を推進します。
③	●路上喫煙防止の推進 「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、喫煙ルールの徹底を図ります。 また、定期的に企業・ボランティアとの協働による街頭啓発キャンペーンや路上啓発シールなどによる普及啓発事業も合わせて行います。
④	●違反広告物の指導及び撤去 道路管理巡視員による巡回パトロールで指導・取締りを行うとともに、各警察署及び関係部署と緊密に連携をとりながら、指導・取締りの強化を図ります。
⑤	●障害者まち歩き調査 障害者や地域住民、行政等が共同してまちを歩き、はみ出し看板や視覚障害者誘導用ブロックの摩耗、歩道の段差など、歩行上危険な場所がないか検証します。危険箇所については、「障害者の安全対策委員会」などを通して関係機関や商店街などに要望し、改善を図っていきます。



障害者まち歩きの様子

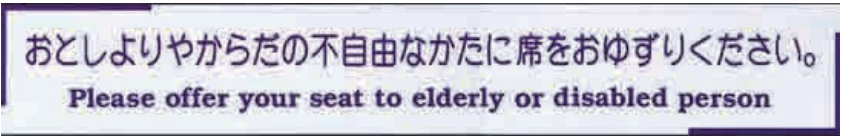


放置自転車撤去の様子



路上喫煙防止の街頭啓発キャンペーン

2) 民間事業者等による取り組み

①	●「声かけ・サポート運動」 交通事業者各社では、お困りのお客さまに対して社員が積極的にお声かけを行うとともに、ポスター掲示等により、お客さま同士でもお声かけにご協力いただけるような環境を作っています。 「声かけ・サポート運動」ポスター (左：共通 右：東武鉄道) 
②	●社員教育の実施 交通事業者各社では、接客スキルを向上するため、駅係員のサービス介助士資格の取得を進めています。 その他、各社で高齢者、障害者等への接遇向上のためのマニュアル作成や研修、介助のロールプレイングなどの社員教育を行っています。 ISP 社員による サービス介助基礎検定の様子→   JR 東日本で作成しているバリアフリー対応マニュアル↑
③	●車内マナー向上 都営バスでは、車内の優先座席付近に、お年寄りや身体の不自由な方等に席を譲っていただけるようステッカーを貼り、車内マナーの向上を図っています。 車内ステッカー 
④	●バリアフリー対応ユニバーサルドライバー研修の実施 公益財団法人東京タクシーセンターでは、23区・武蔵野市・三鷹市のタクシー運転手に対し、高齢者、障害者を含めた全ての利用者が快適にタクシーを利用できるユニバーサル社会の実現に向け、お客さまとのコミュニケーションや多様な利用者の理解、接遇・介助方法や、車椅子の取り扱い方などについて研修を実施しています。   障害体験・介助体験 車椅子対応演習

⑤	●ソフト対策の充実 サンシャインシティでは、多機能トイレの名称を「多目的トイレ」から「優先トイレ」に変更し、健常者による多機能トイレの利用について配慮を呼びかけています。 また、案内所への筆談対応表示・用具の設置や、貸出用車椅子やベビーカーの増台、貸出手続きの簡略化など、お客さまがより安心、便利に施設を利用できるためのソフト対策の充実について、随時検討・改善を行っています。 ベビーカー・車椅子の貸出 筆談による案内
⑥	●お買いもの相談コンシェルジュ 西武池袋本店では、お買いもの相談コンシェルジュを配置し、お客さま一人ひとりのお買い物に関するお悩みやご要望に対応します。 店内をアテンドしながら専門販売員と一緒に西武池袋本店を 100%活用して頂けるようにお買いものお手伝いをします。可能な限り予約なしでもアテンドします。

6. 実現に向けて

基本構想の策定後は、その実現に向け、特定事業計画の作成や事業実施について、継続的な進行管理を行っていきます。

1) 基本的な考え方

(1) 特定事業計画の策定と計画的な事業の推進

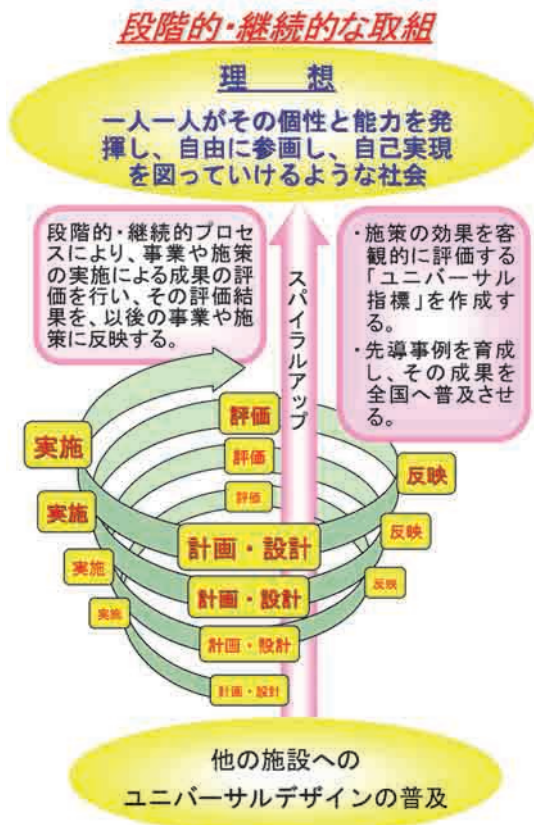
- ・基本構想の特定事業メニューに基づき、具体的な整備の内容や実施予定期間を明確にし、計画的に事業を実施します。

(2) 段階的、継続的な取り組み（スパイラルアップ）の推進

- ・事業の実施状況を踏まえながら、基本構想を評価・見直します。
- ・事業終了後も、実施した事業のフォローアップを行い、継続的に基本構想を見直します。

(3) 住民参加による継続的な検討

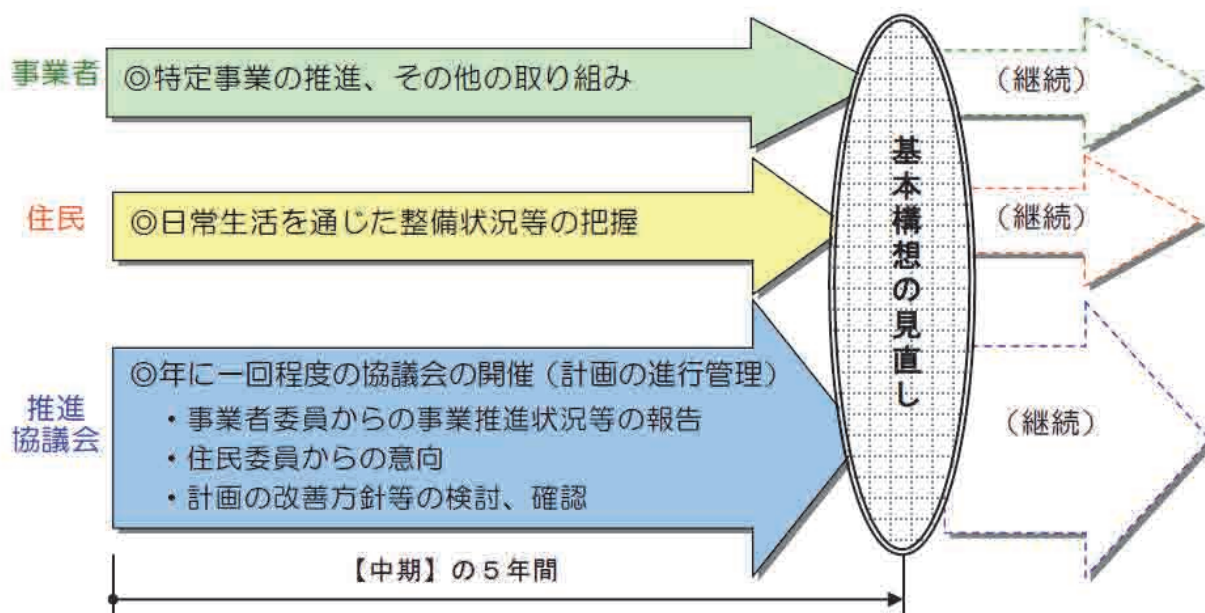
- ・定期的に事業の進捗を把握し、評価するための体制を構築します。



2) 推進体制イメージ

池袋駅地区バリアフリー基本構想の実現に向けては、現在の「推進協議会」を継続し、引き続き関係者の協働、連携により、事業の推進等を図っていきます。

これまでと同様に、特定事業の中期の実施期間である 5 年間について年 1 回程度の協議会を開催し、各事業の実施状況や利用者の意向等を確認しつつ、段階的、継続的に取り組んでいきます。



参考資料

池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成 27 年 3 月 16 日

都市整備部長決定

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 5 月 17 日

(設 置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)に基づく、池袋駅地区バリアフリー基本構想(平成 23 年 4 月策定)及び池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】(平成 26 年 4 月策定)(2 つを合せ、以下「基本構想」という。)に定める特定事業の計画的な推進及び実施事業の評価、基本構想に定める重点整備地区の拡大に関して必要な事項を協議するため、池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 基本構想に掲げる特定事業の進捗及び評価に関すること
- (2) 重点整備地区の拡大に関すること
- (3) その他、バリアフリー環境の向上に関すること

(構 成)

第 3 条 協議会は、別記 1 に掲げた職にある者またはその者が推薦した者をもって構成する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は委嘱日より 2 年とし、再任を妨げないものとする

(謝 礼)

第 5 条 委員に対して、豊島区報償費支払額基準に依り謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、あらかじめ区長が指名した者とする。
- 3 委員長は会務を統括し、協議会の議事運営を行う。
- 4 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代理する。

(運 営)

第 7 条 協議会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員を追加することができる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課並びに都市整備部都市計画課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

別記1

役 職	所 属
委員長	学識経験者
副委員長	学識経験者
委 員	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政情報課長 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 豊島区高齢者クラブ連合会 会長 豊島区障害者団体連合会 会長 豊島区町会連合会 会長 豊島区商店街連合会 住民部会代表 一般公募委員 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長 東京都 第四建設事務所 補修課長 巣鴨警察署 交通課長 池袋警察署 交通課長 目白警察署 交通課長 警視 東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長 西武鉄道株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道計画課長 東武鉄道株式会社 営業部 お客様サービス課長 東武鉄道株式会社 施設部 建築土木課 課長 東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 計画課 移動円滑化設備整備促進担当課長 東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長 東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長 一般社団法人 東京バス協会 常務理事 公益財団法人 東京タクシーセンター 指導部 施設管理課長 株式会社東武百貨店 安全管理部 施設管理課長 株式会社そごう・西武 総務部 施設管理担当 株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部 施設管理担当 担当課長 株式会社池袋ショッピングパーク 総務部 施設安全管理担当課長 株式会社パルコ 池袋パルコ 総務課 管理担当 マネージャー 株式会社サンシャインシティ 総務部次長兼 CSR 推進室 室長 アウルタワー 全体管理組合 理事会役員 ライズシティ池袋 全体管理組合 事務局 としまエコミューゼタウン管理組合 管理者
事務局	豊島区 保健福祉部 福祉総務課長 豊島区 都市整備部 都市計画課長

池袋駅地区バリアフリー基本構想推進協議会 名簿

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科 教授 ※協議会委員長
	江守 央	日本大学理工学部交通システム工学科 准教授 ※協議会副委員長
国	遠藤 幸	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政情報課長
都	長尾 肇太	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長
住民又は 利用者団体 代表	外山 克己	豊島区高齢者クラブ連合会 会長
	磯崎 たか子	豊島区障害者団体連合会 会長
	田中 幸一郎	豊島区町会連合会 会長
	加藤 容子	豊島区商店街連合会
	長谷川 則之	住民部会代表
	京谷 宣明	住民部会代表
	小宮山 芳人	住民部会代表
	鈴木 立也	一般公募委員
	藤島 薫	一般公募委員
	松本 次生	一般公募委員
	山田 亜紀子	一般公募委員
国道管理者	五味 康真	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
都道管理者	黒田 真行	東京都 第四建設事務所 補修課長
警察	福田 正明	巣鴨警察署 交通課長
	三橋 仁美	池袋警察署 交通課長
	岡田 昭彦	目白警察署 交通課長 警視
鉄軌道 事業者	塩ノ谷 浩司	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
	長田 裕太郎	西武鉄道株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道計画課長
	松尾 敦	東武鉄道株式会社 営業部 お客様サービス課長
	湊 一成	東武鉄道株式会社 施設部 建築土木課 課長
	村里 誠	東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 計画課 移動円滑化設備整備促進担当課長
	新谷 壮明	東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長
バス事業者	野澤 正幸	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長
	二井田 春喜	一般社団法人 東京バス協会 常務理事
タクシー 事業者	玉田 隆広	公益財団法人 東京タクシーセンター 指導部 施設管理課長

区分	氏名	所属・役職
百貨店 事業者等	横山 剛	株式会社東武百貨店 安全管理部 施設管理課長
	川本 英明	株式会社そごう・西武 総務部 施設管理担当
	阿部 賢治	株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部 施設管理担当担当課長
	牧之瀬 光弘	株式会社池袋ショッピングパーク 総務部 施設安全管理担当課長
	渡辺 俊之	株式会社パルコ 池袋パルコ 総務課 管理担当 マネージャー
	塩田 明央	株式会社サンシャインシティ 総務部次長兼 CSR 推進室 室長
	青山 幹雄	アウルタワー 全体管理組合 理事会役員
	山崎 起一	ライズシティ池袋 全体管理組合 事務局
	川野 浩孝	としまエコミューゼタウン管理組合 管理者
	若林 典生	東京建物株式会社 都市開発事業部事業開発グループ グループリーダー
区	奥島 正信	豊島区 都市整備部長
	近藤 正仁	豊島区 施設管理部 施設整備課長
	田中 雄三	豊島区 施設管理部 庁舎運営課長
	大須賀 裕子	豊島区 文化商工部 図書館課長
	佐藤 重春	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長
	高橋 隆史	豊島区 保健福祉部 障害福祉課長
	東屋 英俊	豊島区 都市整備部 建築課長
	柴 俊之	豊島区 都市整備部 土木管理課長
	松田 芳隆	豊島区 都市整備部 道路整備課長
	小堤 正己	豊島区 都市整備部 公園計画特命担当課長
	山野邊 暢	豊島区 文化商工部 生活産業課長
	關 慎吾	豊島区 文化商工部 劇場運営担当課長
	末吉 正伸	豊島区 文化商工部 HAREZA 池袋調整担当課長
	檜原 猛	豊島区 保健福祉部 健康担当部長
	尾崎 勝也	豊島区 保健福祉部 生活福祉課長
	小野 義夫	豊島区 環境清掃部 環境保全課長
事務局	直江 太	豊島区 保健福祉部 福祉総務課長
	活田 啓文	豊島区 都市整備部 都市計画課長

平成 31 年 1 月 30 日現在 敬称略

住民部会・合同部会の構成員

区分	所属・役職
学識経験者	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員長 (日本女子大学家政学部住居学科 教授)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会副委員長 (日本大学理工学部交通システム工学科 准教授)
住民部会	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員 (豊島区高齢者クラブ連合会会長)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員 (豊島区障害者団体連合会会長・豊島区手をつなぐ親の会会長)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員 (豊島区身体障害者福祉協会 会長)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員 (豊島区身体障害者協会副会長)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員 (豊島区聴覚障害者協会会長)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員 (豊島区商店街連合会)
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員
	池袋駅地区バリアフリー基本構想協議会委員
	豊島区手をつなぐ親の会 (3名)
	聴覚障害者協会 (3名)
	三栄コミュニティ有限会社代表取締役・日本心臓ペースメーカー友の会
	一般公募区民
国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政情報課長
都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長
国道管理者	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長
都道管理者	東京都 第四建設事務所 補修課長
警察	巣鴨警察署 交通課長
	池袋警察署 交通課長
	目白警察署 交通課長 警視
鉄軌道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
	西武鉄道株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道計画課長
	東武鉄道株式会社 営業部 お客サービス課長
	東武鉄道株式会社 施設部 建築土木課 課長
	東京地下鉄株式会社 鉄道本部
	鉄道統括部 計画課 移動円滑化設備整備促進担当課長
	東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長
バス事業者	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長
	一般社団法人 東京バス協会 常務理事
タクシー事業者	公益財団法人 東京タクシーセンター 指導部 施設管理課長

区分	所属・役職
百貨店事業者等	株式会社東武百貨店 安全管理部 施設管理課長
	株式会社そごう・西武 総務部 施設管理担当
	株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部 施設管理担当 担当課長
	株式会社池袋ショッピングパーク 総務部 施設安全管理担当課長
	株式会社パルコ 池袋パルコ 総務課 管理担当 マネージャー
	株式会社サンシャインシティ 総務部次長兼 CSR 推進室 室長
	アウルタワー 全体管理組合 理事会役員
	ライズシティ池袋 全体・非住宅管理組合 事務局
	としまエコミューゼタウン管理組合 管理者
	東京建物株式会社 都市開発事業部事業開発グループ グループリーダー
	株式会社西武プロパティーズ 開発事業部課長（開発事業担当）
区	豊島区 施設管理部 施設整備課長
	豊島区 文化商工部 生活産業課長
	豊島区 文化商工部 劇場運営担当課長
	豊島区 文化商工部 HAREZA 池袋調整担当課長
	豊島区 都市整備部 道路整備課長
	豊島区 都市整備部 公園計画特命担当課長
	豊島区 保健福祉部 健康担当部長
	豊島区 総務部 庁舎運営課長
	豊島区 文化商工部 図書館課長
	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長
	豊島区 都市整備部 建築課長
	豊島区 都市整備部 土木管理課長
	豊島区 保健福祉部 生活福祉課長
	豊島区 環境清掃部 環境保全課長
事務局	豊島区 保健福祉部 障害福祉課長
	豊島区 保健福祉部 福祉総務課長
	豊島区 都市整備部 都市計画課長

住民部会・合同部会の実施概要と主な意見

1) 実施概要

	出席者	内容
第1回 住民部会	区民参加者：15名 事務局：8名 佐藤委員長、江守副委員長（協議会） Hareza 池袋整備担当者（豊島区）：6名	・事例見学（豊島区役所本庁舎） ・Hareza 池袋（オフィス棟、芸術文化劇場、区民センター）に関する説明 ・意見交換
第2回 住民部会	区民参加者：13名 事務局：8名 佐藤委員長（協議会） 整備担当者 豊島区：4名 西武鉄道：2名	・池袋西口公園／ ビックリガード上空デッキ／ 造幣局地区街づくりに関する説明 ・意見交換
第3回 住民部会	区民参加者：9名 事務局：8名 佐藤委員長（協議会） 整備担当者 豊島区：2名	・第1回・第2回住民部会を踏まえた課題の まとめ、意見交換 ・基本整備方針の改定案の提示、意見交換
合同部会	区民参加者：13名 事務局：8名 佐藤委員長、江守副委員長（協議会） 施設設置管理者：40名	・障害理解の実践 ・住民部会からの報告等 ・基本整備方針改定案及び特定事業の設定に 関する説明 ・住民部会意見等への対応方針報告 ・意見交換

■ 実施風景



第1回住民部会：説明風景



事例見学：歩車道境界



事例見学：触知案内図



第2回住民部会：説明風景



第3回住民部会：説明風景



合同部会：説明風景

2) 意見の概要

意見交換における、主な意見を以下に示します。(住民部会等終了後に提出された意見も含む)

【第1回住民部会】

事例見学からの意見 ※他施設でも取り 入れてほしい点	・多機能・一般トイレともに非常時用のフラッシュライトを設置している。 ・窓口等への筆談ボードや老眼鏡等の用意、人的サポートが充実している。 ・歩車道に段差がなく、白杖で認識できる歩車道境界ブロックを設置している。
Hareza 池袋に 関する意見	・エレベーターホールは弱視者に配慮して一定の照度を確保してほしい。 ・誘導ブロックはコントラストの高い黄色で、鉄鋲タイプでないものが良い。 ・LGBTに配慮したトイレを考えた場合、多機能トイレの数は足りるのか。
中池袋公園に関 する意見	・人が休める空間やイベント等で人が集まる空間、劇場の開演前の待機スペースを想定した囲いやスペースが必要でないか。 ・園路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しない理由を教えてほしい。視覚障害者も最短経路を通過したいのではないか。

【第2回住民部会】

池袋西口公園 に関する意見	・舞台上のスクリーンについて、イベント時の情報保障をしてほしい。 ・池袋西口周辺の公共トイレが不足しているため、トイレを増設してほしい。 ・ブロック舗装はバリアフリーには適さないため、別の舗装にできないか。
ビックリガード 上空デッキに 関する意見	・屋外のデッキは滑らないように、舗装材を考慮してほしい。 ・大型のエレベーターが設置されるのはありがたい。閉じ込めがあった場合の聴覚障害者対応について検討してほしい。
造幣局地区 街づくり に関する意見	・東京国際大学の移転により地区の外国人が増加し、環境変化に伴う課題が多数出てくると考えられるため、大学と話し合い対応してほしい。 ・ワークショップの検討段階で障害当事者の参加がある方が良かった。
全体・その他 に関する意見	・道路の舗装材は段差がないだけでなく、クッション性があるとありがたい。 ・蓄光テープを貼り、停電時にも段を認識できるような対策ができないか。

【第3回住民部会】

視覚障害者 誘導用 ブロック	・高さの低い誘導ブロックの採用は屋内のみに限定すべき。 ・区外からの来街者にとって分かりづらくなることのないよう、当事者参加での十分な検討に留意する必要がある。
垂直移動設備	・2台以上のエレベーターを設置する場合は、障害者用に切り離し運転ができる設備を設けるよう、設計段階で要求したら良い。
トイレ	・トイレの空き状況が視覚的に分かるものがあると良い。
駐輪場・ 喫煙所・障害物	・駐輪場が「利用されやすい位置」に設置されるようになるための仕組みやガイドラインが必要である。(利用されていない駐輪場が散見される)
人的対応・心の バリアフリー	・当事者の困りごとを丁寧に聞き、意見を尊重した対応を心掛けてほしい。 ・見た目で分からない障害者への障害理解が必要である。
都市公園	・非常時を想定すると出入口と広場の連続的な移動の確保が重要である。
信号機	・歩行者用青時間の残り秒数を数字で示してほしい。

【合同部会】

垂直移動設備	・「利用実態に合わせた十分な大きさ・基数」とあるが、「目的に合った」と入れてほしい。
聴覚障害者 対応	・耳マークは難聴者、中途失聴者が中心に使っており、ろう者はあまり使っていない。全日本ろうあ連盟が作っている手話マークを活用してほしい。

子育てヒアリングの実施概要と主な意見

1) 実施概要

住民部会にご参加頂けなかった小さなお子さんを子育て中の方に、アンケート形式によりバリアフリーの課題に関するヒアリングを行い、計 41 名の方にご回答いただきました。

日時	場所	回答者
平成 30 年 10 月 4 日（木） 親子リトミック終了後 午前 11 時 5 分より 30 分程度	区民ひろば 南池袋	0 歳～小学校入学前の子供を持つ母親等 16 名 内訳：0 歳～1.5 歳 8 名 1.5 歳～3 歳 8 名 3 歳～小学校入学前 2 名
平成 30 年 10 月 9 日（火） わんぱくタイム終了後 午前 11 時半より 30 分程度	区民ひろば 西池袋	0 歳～小学校入学前の子供を持つ母親等 25 名 内訳：0 歳～1.5 歳 19 名 1.5 歳～3 歳 7 名 3 歳～小学校入学前 2 名

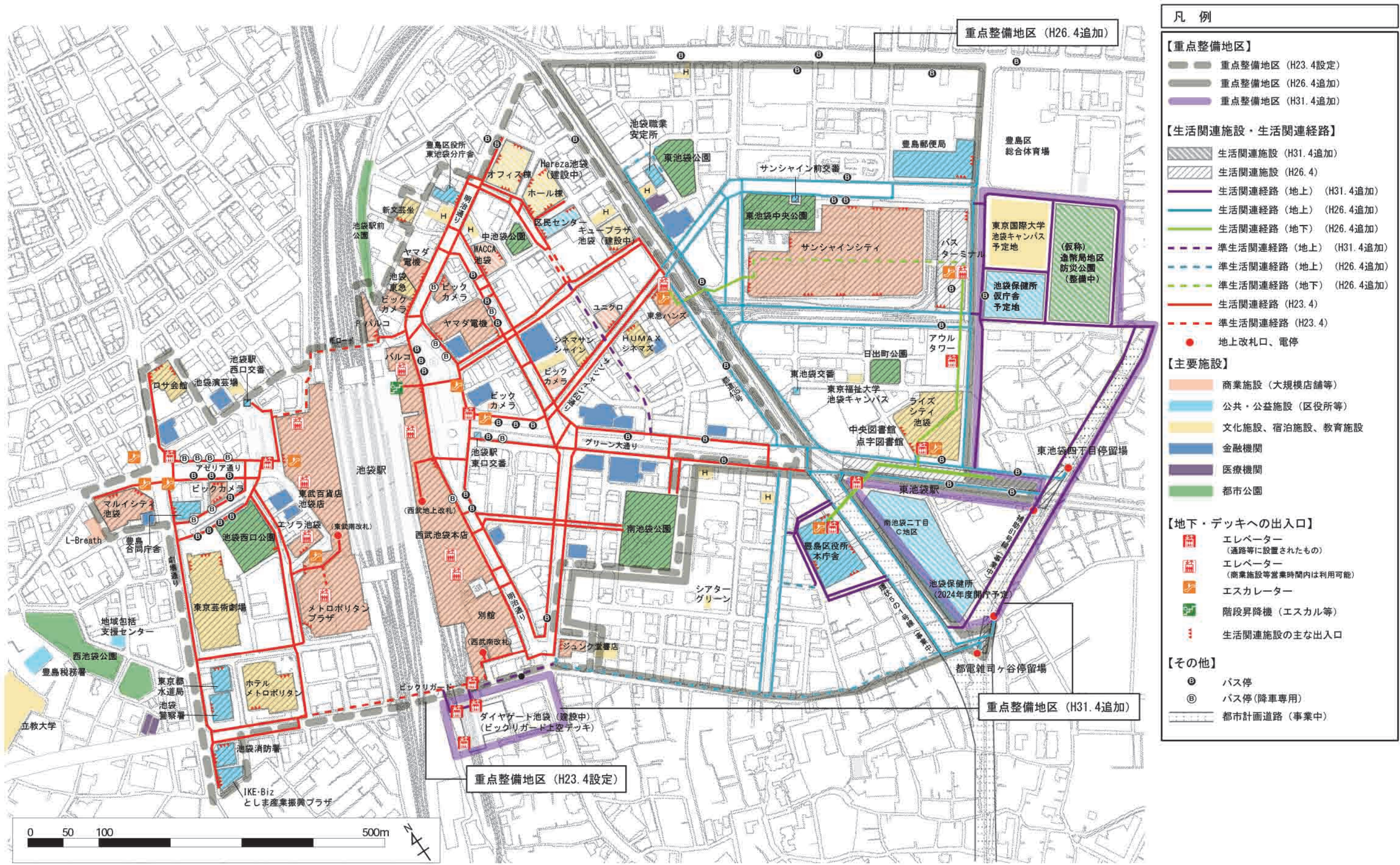
※複数の子持つ方あり

2) 意見の概要

施設利用時に不便なこと、困る点について主な意見を以下に示します。

項目	内容
1. エレベーターの利用について （公共・民間施設、駅など）	・エレベーターまでの移動距離が長い。（池袋駅、東池袋駅など）（28 件） ・エレベーターが狭く、ベビーカーでは乗りづらい（17 件） ・ベビーカー、車椅子優先エレベーターでも譲ってもらえずなかなか乗れない。（17 件） ・池袋駅商業施設閉店時は、エレベーターを利用できず階段を使わざるを得ない。（3 件）
2. トイレの利用について （公共・民間施設、駅、公園など）	・ベビーカーでも入れる個室がほしい。（35 件） ・男性が使用できるおむつ替えシートがないことがある。（17 件） ・個室におむつ替えシートがあり、混雑時にはなかなか使用できない。（13 件） ・混雑時子供が待ちきれず大変な思いをすることがある。（11 件） ・ベビーチェアに座っている子供が個室のカギを開けてしまう。（6 件）
3. 授乳室の利用について（公共・民間施設、駅など）	・授乳室がなく困ることがある。（15 件） ・男性が授乳する際、利用しにくい。（9 件） ・ミルクを冷ます設備（水道など）がないことがある。（5 件）
4. 公園の利用について	・トイレに清潔感がなく使用をためらってしまう。（32 件） ・おむつ替えシートのあるトイレがないなど、おむつ替えに困ることがある。（18 件） ・ベンチなど休憩できる場所が少ない。（18 件）
5. 歩道について	・微妙な段差に気が付かず、ベビーカーでつまずくことがある。（28 件） ・歩道が狭かったり、自転車などの障害物があり、通行しにくい。（26 件）
6. 外出時の手助けについて（公共・民間施設、駅など）	・扉を開けてほしいことがある。（24 件） ・階段の昇り降り、電車、バスの乗り降りの時など、ベビーカーの移動を手助けしてほしい状況がよくある。（20 件）
7. 妊娠中に困ったことについて（公共・民間施設、駅など）	・電車など優先席でも我先にと座る人がいて、座れないことがあった。（21 件） ・マタニティマークをつけていても、電車やバスで席を譲ってくれることが少なかった。（20 件） ・気分が悪くなったときに、休憩できる場所がなく困った。（7 件）
8. 情報提供について	・赤ちゃんを連れて外出する際、バリアフリールート（ベビーカーで利用可能な経路）や授乳室、おむつ替えが可能な場所などの情報を調べるのが大変だ。（27 件）
9. その他のご意見	・ビックリガードをベビーカーで移動できるようにしてほしい。（6 件） ・ベビーカーだと池袋駅東口と西口の間の移動が大変。（5 件）

旧基本構想（H23.4・H26.4）の重点整備地区範囲と本基本構想での追加範囲



池袋駅地区バリアフリー基本構想

平成 31 年（2019 年）4 月改定

編集・発行 豊島区 保健福祉部 福祉総務課
都市整備部 都市計画課

〒171-8422 豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号

電話 03-3981-1111（代表）

FAX 03-3980-5135